
【目標 1】

地域における妊娠・出産・子育ての 切れ目ない支援の仕組みづくり

- 1 妊娠・出産・子育てに関する支援の推進
- 2 安心できる小児・母子医療体制の整備
- 3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実
- 4 子供の健康の確保・増進

安心して子供を産み育てるためには、必要な医療や子育て支援サービスを適切に利用できる必要がありますが、周囲に相談できる相手がいない、必要な情報が得にくいなどにより、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊婦や保護者が少なくありません。

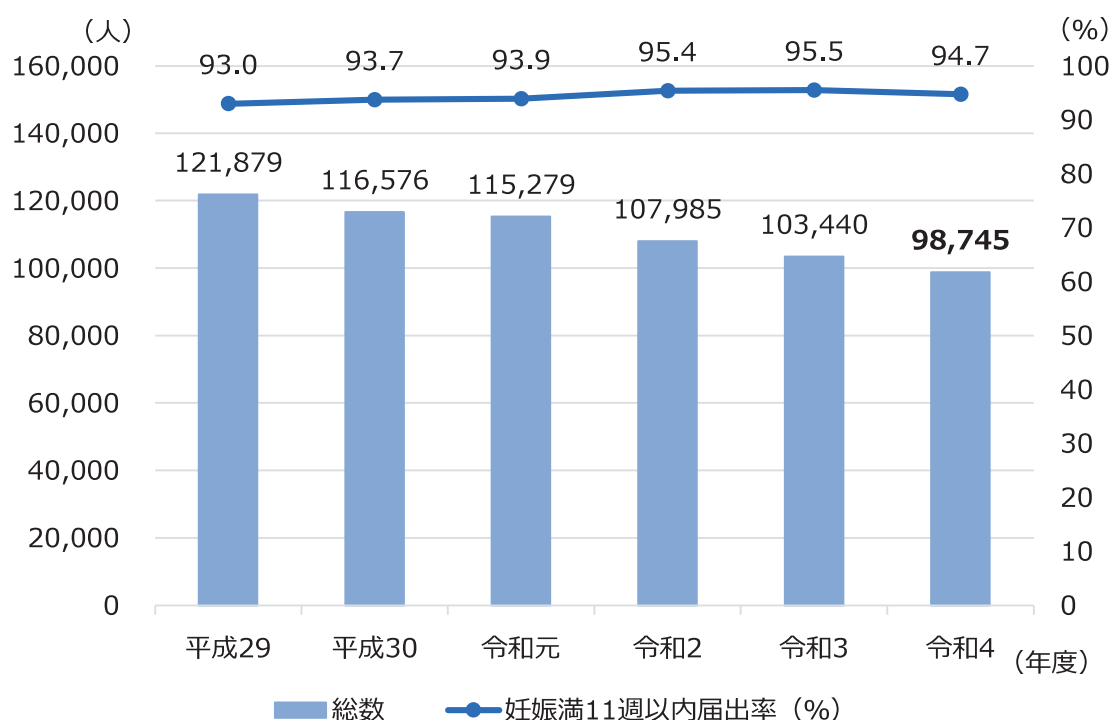
サービスや情報提供を充実するとともに、妊婦等の心身の状態や家庭の状況を早期に把握し、ワンストップで必要な支援につなげる体制の整備など、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みを整えていきます。

【1 妊娠・出産・子育てに関する支援の推進】

< 妊娠・出産・子育てを取り巻く状況 >

- 令和4年度の東京都の妊娠届出数は98,745件であり、平成29年度から一貫して減少傾向です。
- 令和4年度の東京都の妊娠届出率は94.7%であり、平成29年度から令和4年度まで93.0%から94.7%の間で一定に推移しています。
- 妊娠届出率が一定に推移している一方で、妊娠届出数は減少しています。

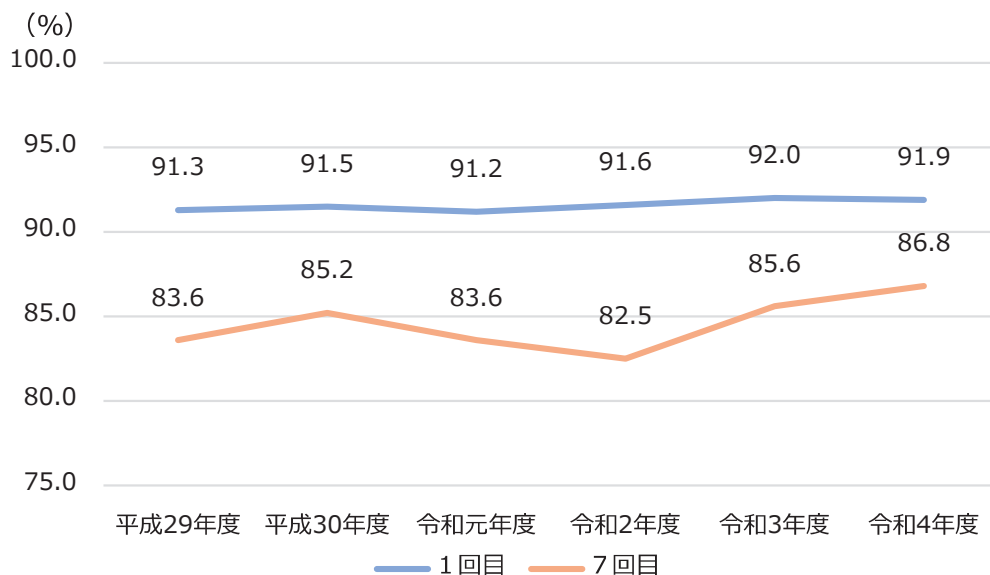
図表1 妊娠届出率



資料：東京都福祉局「母子保健事業報告年報」（令和4、5年版）

- 令和4年度の東京都における妊娠健康診査受診率について、1回目は91.9%、7回目は86.8%となっており、7回目の受診率は令和3年度以降増加傾向です。

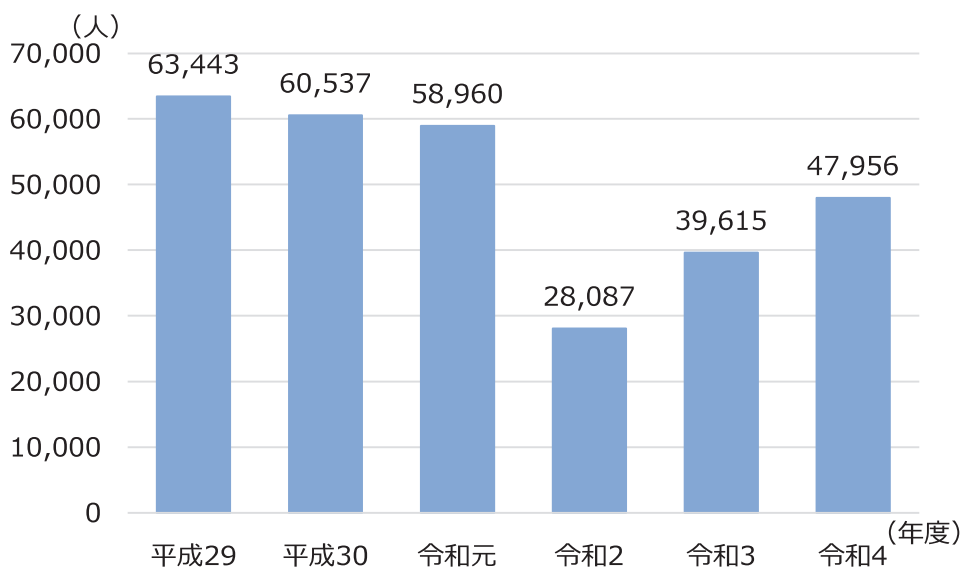
図表2 妊婦健康診査受診率



資料：東京都福祉局「母子保健事業報告年報」（令和4、5年版）

- 令和4年度の東京都における母親学級・両親学級の受講数は47,956人です。
- 令和2年度に受講数が大きく落ち込みましたが、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられ、令和3年度以降は回復傾向です。

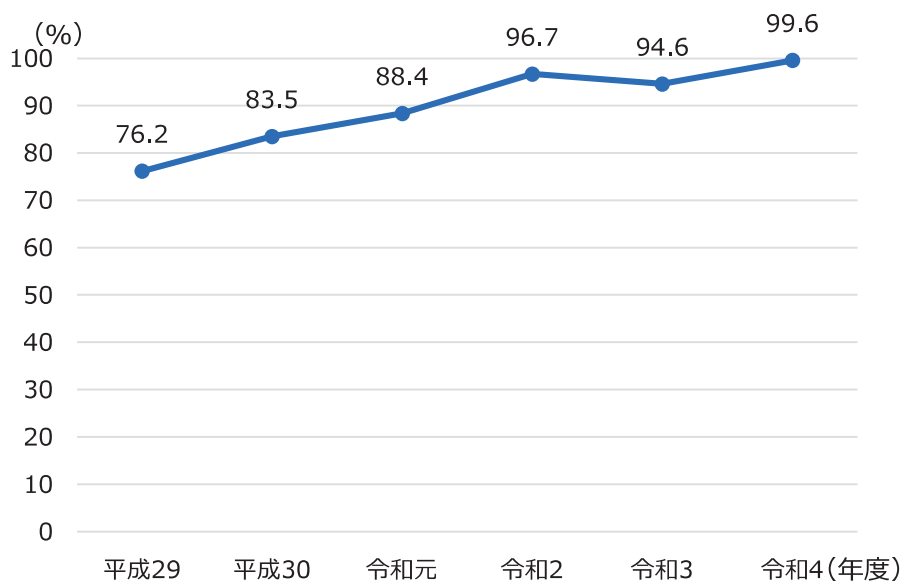
図表3 母親学級・両親学級の受講数



資料：東京都福祉局「母子保健事業報告年報」（令和4、5年版）

- 令和 4 年度の東京都における妊婦面接相談率は 99.6%であり、平成 29 年度の 76.2%から増加傾向です。

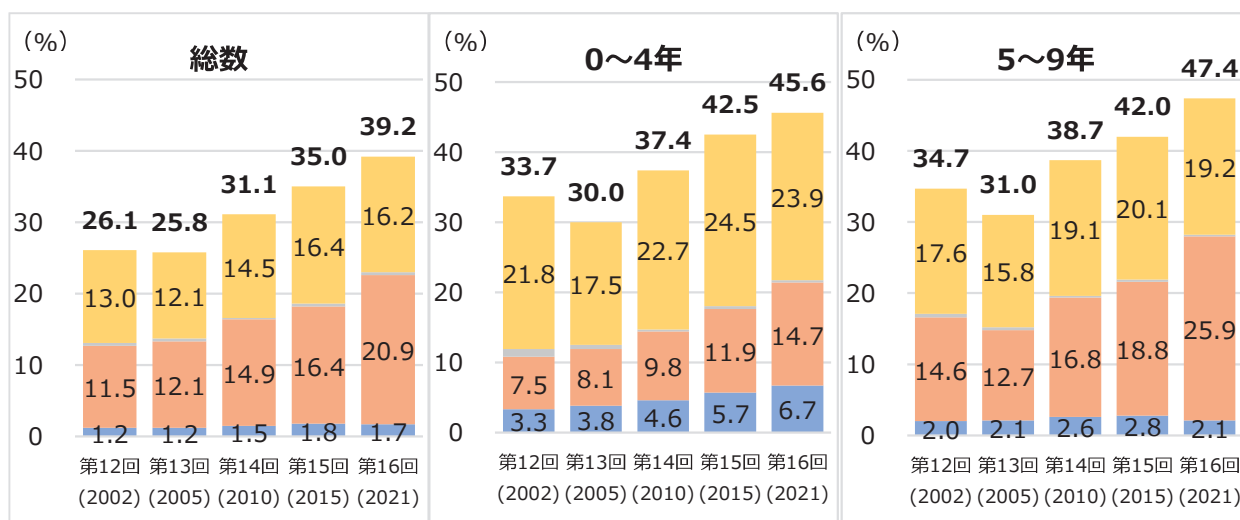
図表 4 妊婦面接相談率



資料：東京都福祉局「母子保健事業報告年報」（令和 4、5 年版）

- 我が国において不妊について心配したことがある夫婦の割合は、2020 年の調査時点で 39.2%であり、2005 年の調査時点から増加傾向です。
- 結婚持続期間別に見た場合、結婚持続期間が 0～4 年の夫婦では 45.6%、5～9 年の夫婦では 47.4%です。

図表 5 結婚持続期間別に見た不妊についての心配と検査・治療経験



■ 検査・治療中 ■ 過去に検査・治療経験あり（検査・治療中を除く） ■ 検査・治療経験不詳 ■ 検査・治療経験なし

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査・結婚と出産に関する全国調査（夫婦調査）」

<現状と課題>

- 東京都は、第一子出産時の母の平均年齢が全国で最も高く、晩産化が進行しています。
- 若い世代における妊娠適齢期等に関する理解は十分ではなく、高齢になってから不妊症で悩む方が多くいます。
- このため、若い世代への妊娠・出産やライフプランに関する普及啓発や検査・治療への支援が必要です。
- 令和4年4月から特定不妊治療が保険適用されましたが、保険適用された体外受精及び顕微授精と併せて自費で実施した先進医療については、全額自己負担となり、経済的負担がかかることから、治療に要する費用の一部を助成することにより、子供を産み育てたいと願う夫婦を支援していく必要があります。
- 一方で、妊娠はするものの、2回以上の流産等により結果的に子供を持てないとされる、いわゆる不育症に悩む方へ、安心して出産に臨めるよう支援することも求められています。
- 地域のつながりの希薄化等により、妊娠・出産・子育てに関して、誰にも相談できず、また、正しい情報が得られず、不安を抱える妊婦や保護者が多くなっています。
- 都は区市町村に対して、妊娠期から切れ目のない支援を行う、東京都出産・子育て応援事業・とうきょうママパパ応援事業や、乳幼児を持つ保護者が安心して外出を楽しめるよう授乳やおむつ替えができる「赤ちゃん・ふらっと」の整備など、都独自の支援を実施しています。
- 同時に二人以上の妊娠・出産・育児が必要な多胎児の家庭や、既に小さい子供がいる多子世帯は身体的・精神的負担が大きく、育児支援の必要性が高まっています。

<取組の方向性>

- 若い世代が妊娠・出産に関する正しい知識を持ち、将来のライフプランを描けるよう普及啓発や AMH 検査、経膈超音波検査、精液検査等への支援等を行います。
- 体外受精・顕微授精を保険診療で受診した際に併せて行った先進医療にかかる費用の一部を助成するとともに、早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始できるよう、不妊検査及び一般不妊治療費の一部を助成します。
- 子供を産み育てたいと望んでいるものの、様々な事情により、すぐには難しい方にとって、将来の妊娠に備える選択肢の一つとなるよう卵子凍結への支援を行います。
- 不妊治療等と仕事の両立を図ることができる職場づくりを推進し、卵子凍結に関する様々な知識が広まり、適切な活用が進むように、不妊治療等や卵子凍結を総合的に情報発信します。
- 無痛分娩を希望する女性が、費用やリスクを理由に無痛分娩を断念することなく、安心して出産できる環境を整備します。
- 妊娠はするものの、流産や死産を繰り返し、結果的に子供を持てないとされる不育症について、リスク因子を特定し、適切な治療及び出産につなげるため、検査費用の一部を助成します。
- 妊婦に対して早期の医療機関受診と妊娠の届出及び定期的な妊婦健康診査の受診を促すための普及啓発を行うとともに、妊婦健康診査における超音波検査の費用助成を行う区市町村を支援します。
- 悩みを抱える妊婦等の相談において、継続した支援の必要な方が適切な支援につながるよう、区市町村へ情報提供を行うとともに、必要な場合は、未受診の妊婦に対して、民間機関を活用して産科等医療機関への同行支援などを行います。
- 予期せぬ妊娠への不安を抱えている方に対しては、緊急避妊薬を処方する医療機関の情報を提供するとともに、必要に応じて同行支援を行います。
- 家庭生活に困難を抱える特定妊婦等が安心した生活を送ることができるよう、一時的な住まいや食事の提供等を行う団体の取組を支援します。
- 先天的な代謝異常やホルモン異常を早期発見するために、従来からの対象である 20 疾患及び、重症複合免疫不全症や脊髄性筋萎縮症等の早期発見・早期治療が可能となった疾患について、生後 5～7 日の新生児期に血液によるスクリーニング検査を行います。
- 安心して子育てができるよう、妊娠期の健康や子育て、事故防止等に関する情報発信を行うとともに、子供の健康や小児救急の相談に対応します。
- 早産児に関する支援のため、妊産婦向けの相談窓口において、早産児の家族の不安や悩みについて対応するとともに、支援に関わる保健師など専門職への研修の実施や周囲の理解促進に向けた普及啓発を行います。

- 妊婦や子育て家庭に対して保健師等の専門職が関わり、面談や家庭訪問等の伴走型相談支援を実施するとともに、妊娠時、出産後、1歳・2歳前後の時期において育児用品や子育て支援サービス等の提供を一体的に実施することで、区市町村と連携して妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を整備します。
- また、産後間もない産婦の健康診査、出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケアの取組等を一層推進するため、区市町村の区域を超えた広域的な調整等、実施主体である区市町村を支援します。
- さらに、妊婦や子育て家庭の家事・育児の負担軽減を図り産後うつ等を未然に防止するため、家事育児サポーターを派遣する区市町村を支援します。
- 多胎児を育てる家庭は、同時に複数の子供の育児をすることによって、身体的・精神的負担がより大きくなるため、母子保健事業利用時の移動や家事・育児をサポートする区市町村を支援します。
- 妊娠期から就学前にかけて、子供と家庭に寄り添い、あらゆる支援をコーディネートする人材を育成し、安心して子育てができる環境を整備する区市町村を支援します。
- 乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の一部を助成する区市町村を支援しています。令和7年10月から所得制限を撤廃し、補助対象を拡充します。
- 全ての子供の成長を切れ目なく支えていくため、都内に在住する0歳から18歳までの子供に所得制限なく月額5,000円を支給する「018サポート」を実施します。
- 日常的な不安や悩みをチャットで気軽に相談できる「子供・子育てメンター“ギュッとチャット”」を推進することで、子供や子育て家庭の孤独・孤立による不安や悩みの深刻化を予防します。
- デジタル庁が開発した基盤を活用し、マイナンバーカード1つで医療費助成や予防接種、母子保健（健診）を申請可能とする母子保健オンラインサービスを推進します。
- アプリから必要な情報が先回りで届き、知りそびれや申請忘れをなくすプッシュ型子育てサービスを推進します。
- 保育園探しから入園までの手続きがオンラインで完結する保活ワンストップサービスを推進します。

■とうきょうママパパ応援事業

＜補助要件＞ 以下①～③を全て満たすことを本事業の補助要件とする

- ①改正児童福祉法・改正母子保健法に定める「**こども家庭センター**」を令和8年度中に設置するよう努めること
- ②**経済的支援**（妊婦のための支援給付及び東京都出産・子育て応援事業の育児パッケージ・パースデーサポート）を全て実施すること
- ③**伴走型相談支援**（妊婦全数面接、妊娠8か月アンケート、出産後の家庭訪問、1歳・2歳前後のアンケート等）を全て実施すること

妊 娠 ・ 出 産

乳 児 期

幼 児 期

＜必須事業＞ 伴走型相談支援事業 [補助率10/10又は1/2]

・妊婦全数面接、妊娠8か月頃のアンケート・面談、出産後の家庭訪問、1歳・2歳前後のアンケートや交流会等の実施

＜任意事業＞

産前・産後サポート事業 [補助率1/2] ・妊産婦や父親に対する相談支援

産婦健康診査事業

[補助率1/2]

・産婦健診に係る費用を支援
(5,000円×2回)

産後ケア事業 [補助率10/10]

※3か年時限：サービス供給量の増加（足りている場合は維持）が要件
・出産後1年以内の母子等に対する心身のケアや育児のサポート

妊娠・出産包括支援緊急整備事業 [補助率10/10]

・産後ケア事業等の実施場所の修繕 ※R7拡充・3か年時限



家事・育児サポーター派遣事業 [補助率10/10] ※R7対象者・利用上限時間拡充

・妊婦及び3歳未満の子育て家庭に対して家事育児サポーター（※）を派遣し、産前・産後の家事・育児を支援（1人当たり年間96時間上限）

多胎児家庭支援事業 ・多胎妊婦や3歳未満の多胎児がいる世帯への支援

ア 相談支援や交流会、母子保健事業利用のための移動支援 [補助率10/10]

ウ 多胎児の育児経験者との交流会や相談支援等 [補助率10/10]

イ 家事育児サポーター（※）を派遣 [補助率10/10]

エ 多胎妊婦健康診査加算（R4～） [補助率1/2]

家事育児サポーター（※）の人材育成 [補助率10/10]（※）産後ドウラ、ベビーシッター、家事支援ヘルパー等

こども家庭センター（母子保健機能）の開設準備経費補助 [補助率1/2]

■ライフステージに応じて施策を展開

妊 娠 前	妊 娠 ・ 出 産	乳 児 期	幼 児 期 以 降
プレコンセプションケアの推進 ・若い世代がプレコンセプションケアに興味・関心を持ち、妊娠に向けた健康管理のきっかけとなるよう普及啓発や妊娠・出産前のヘルスチェック支援を実施	東京都無痛分娩費用助成等事業 ・無痛分娩を希望する女性が、費用やリスクを理由に無痛分娩を断念することなく、安心して出産できる環境を整備 妊産婦メンタルヘルス対策事業 ・妊産婦のメンタルヘルス対策を推進するため、地域の関係機関が連携するためのネットワーク体制を構築 妊産婦等生活援助事業 ・家庭生活に困難を抱える特定妊婦等が安心した生活を送ることができるよう、一時的な住まいや食事の提供等を行う団体の取組を支援 とうきょうママパパ応援事業 ・伴走型相談支援（必須事業）、産前・産後サポート、産後ケア、産婦健康診査、家事・育児サポーター派遣、多胎児家庭支援、人材育成など 一体系的に実施	先天性等代謝異常等検査 ・先天性の代謝異常やホルモン異常を早期発見するために、生後5～7日の新生児期に血液によるマス・スクリーニング検査を実施	5歳児健診区市町村支援事業 ・区市町村が行う普及啓発やフォローアップ体制の構築に要する費用を補助
不妊検査・不妊治療費の助成 ・体外受精・顕微授精を保険診療で受診した際に併せて行った先進医療にかかる費用の一部を助成 ・早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始できるよう、不妊検査及び一般不妊治療費の一部を助成	妊婦のための支援給付 - 妊婦時 5万円・出産後 5万円（国10/10負担） 東京都出産・子育て応援事業 育児パッケージ 妊婦時 1万円（都10/10補助） 赤ちゃんファーストギフト 出産後：10万円（都独自） ※018サポートと同時に申請 パースデーサポート 1歳・2歳前後：6万円（第1子）（都10/10補助）	018サポート ・所得制限なく0～18歳の子供たちに一人当たり月額5千円を支給 各種医療費助成 ・乳幼児、義務教育就学期にある児童及び高校生等の医療費の一部を助成する自治体を補助 早産児に関する支援事業 ・妊産婦向けの相談窓口において、早産児の家族の不安や悩みについて対応するとともに、支援に関わる保健師など専門職への研修の実施や周囲の理解促進に向けた普及啓発を実施	018サポート
卵子凍結への支援 ・卵子凍結に係る費用を助成し、子供を産み育てたいと望む方を支援	不妊症検査費の助成 ・不妊症のリスク因子を特定するための検査に係る費用の一部を助成 キャリアとチャイルドプラン両立支援事業 ・不妊治療等と仕事の両立を図ることができ職場づくりを推進し、卵子凍結に関する様々な知識が広まり、適切な活用が進むように、不妊治療や卵子凍結を総合的に情報発信	妊婦健康診査に関する支援 ・妊婦に対して早期の医療機関受診と妊娠の届出及び定期的な妊婦健康診査の受診を促すための普及啓発を行うとともに、妊婦健康診査における超音波検査の費用助成を行う区市町村を支援	子どもDXの推進 ・母子保健オンラインサービス、プッシュ型子育てサービス、保活ワンストップ
各種相談事業 ・女性のための健康ホットライン、妊娠相談はっとライン、不妊・不育ホットライン、妊産婦向けオンライン相談、妊娠したかも相談@東京	子供・子育てメンター事業 ・日常的な不安や悩みをチャットで気軽に相談できる「子供・子育てメンター“グッとチャット”」を推進することで、子供や子育て家庭の孤独・孤立による不安や悩みの深刻化を予防	グッとチャット	

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
1	子供家庭支援区市町村包括補助事業 (先駆的事业・選択事業・一般事業)	福祉局	区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を支援することにより、都における福祉保健施策総体の向上を図る。
2	性と健康の相談センター事業	福祉局	電話相談事業(「女性のための健康ホットライン」「妊娠相談ほっとライン」「不妊・不育ホットライン」「妊娠婦向け助産師オンライン相談」)やチャットボット(「妊娠したかも相談@東京」)により様々な悩みに対応するとともに、若い世代が妊娠適齢期や不妊等について、正確な知識を持つことができるよう、普及啓発を行う。あわせて、早産における課題や負担に対する意識を高めるため、早産児に関する普及啓発も行う。 また、低所得の妊婦について、初回の産科受診料を助成する区市町村を支援する。
3	東京ユースヘルスケア推進事業 (プレコンセプションケアに係る取組)	福祉局	妊娠・出産をこれから考える男女のプレコンセプションケアの推進に向け、正しい知識の普及啓発や検査への支援等を実施する。
4	妊婦健康診査支援事業	福祉局	妊婦及び胎児の健康を守り、安心して出産できるよう、超音波検査の費用を助成する区市町村を支援する。
5	不妊検査・不妊治療費の助成	福祉局	不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成する(平成29年度事業開始)。 また、特定不妊治療の費用の一部(特定不妊治療に至る過程の一環として行われる男性不妊治療の費用の一部も含む)を助成する。 令和4年4月から特定不妊治療が保険適用とされたことに伴い、助成内容を見直し、体外受精及び顕微授精を保険診療した際に併せて実施する先進医療について、かかる費用の一部を助成する。 社会的適応により凍結した卵子を用いて生殖補助医療を行った方に対し、治療にかかる費用の一部を助成する。
6	卵子凍結への支援	福祉局	加齢等による妊娠機能の低下を懸念する場合に行う未受精卵子の凍結に係る医療行為にかかった費用の支援を実施する。(調査の協力等が要件) 未受精卵子を凍結した年度の次年度以降に調査に協力した場合、調査協力に係る費用の助成を実施する。(令和10年度まで)

番号	事業名	所管局	事業概要
7	◆ キャリアとチャイルドプラン両立支援事業	産業労働局	不妊治療等と仕事の両立を図ることができる職場づくりを推進し、卵子凍結に関する様々な知識が広まり、適切な活用が進むように、不妊治療等や卵子凍結を総合的に情報発信する。 また、都内企業の人事労務担当者等を対象に研修を実施して知識を付与するとともに、①不妊治療・不育症治療に係る職場環境の整備、②卵子凍結に係る職場環境の整備に取り組む企業に対し、奨励金を支給することで、職場環境の整備に係る取組を促進する。
8	◆ 東京都無痛分娩費用助成等事業	福祉局 保健医療局	無痛分娩を希望する女性が、費用やリスクを理由に無痛分娩を断念することなく、安心して出産できる環境を整備するため、費用助成を開始するとともに、無痛分娩を行う医療機関に対し研修機会等を提供する。
9	不育症検査費の助成	福祉局	妊娠はするものの、2回以上の流産等を繰り返し、子供を持っていないとされるいわゆる不育症について、不育症のリスク因子を特定するための検査に係る費用の一部を助成する。
10	とうきょうママパパ応援事業	福祉局	全ての子育て家庭に対して妊娠期から保健師等の専門職が関わり、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく行う区市町村の取組を支援する。
11	東京都出産・子育て応援事業	福祉局	妊婦や子育て家庭に対し、妊娠時、出産後及び1歳・2歳前後の時期において、子育て支援サービスの利用や育児用品等の提供による経済的支援を行うとともに、とうきょうママパパ応援事業による伴走型相談支援を一体的に実施することにより、区市町村と連携して妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の整備を推進する。
12	◆ 妊産婦等生活援助事業	福祉局	家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の療育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う民間団体等を支援する。
13	子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	公的な支援につながない子供がいる家庭や食の支援を必要とする家庭等に、食事の調理を行うヘルパーや栄養士等を派遣し、養育力の向上及び子供の健康の増進を図りながら、家庭の現状と課題を把握し、適切な支援につなげることで、子供の健やかな成長を支援する。
14	母子保健支援事業	福祉局	母子保健運営協議会の開催や区市町村職員等を対象とした研修の実施により、地域における母子保健水準の維持・向上を図る。 母子保健に関するDX化の取組を行う区市町村の基盤整備を支援する。
15	◆ 先天性代謝異常等検査	福祉局	知的障害・身体発育異常の原因となる先天的な代謝異常やホルモン異常を早期発見するために、生後5～7日の新生児期に血液によるマス・スクリーニング検査を行う。

番号	事業名	所管局	事業概要
16	◆ 妊産婦メンタルヘルス対策事業	福祉局	妊産婦のメンタルヘルス対策を推進するため、地域の関係機関が連携するためのネットワーク体制を構築する。
17	◆ 5歳児健診区市町村支援事業	福祉局	区市町村が行う普及啓発やフォローアップ体制の構築に要する費用を補助し、5歳児健診の推進及び健診実施後の切れ目ない支援を図る。
18	TOKYO 子育て情報サービス	福祉局	妊娠や子育て、子供の事故防止や応急手当等に関する情報をインターネットにより24時間365日提供することにより、子育て家庭の不安の軽減を図る。
19	東京都こども医療ガイド	保健医療局	子供の病気やケガの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを、ホームページで情報提供し、子育て経験の少ない親の不安の軽減を図る。
20	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」	保健医療局	休日や夜間に子供が急に熱を出した場合など、その時間に診療している近くの医療機関を電話で案内するサービスを毎日24時間実施する。
21	若年がん患者等生殖機能温存治療費助成事業	保健医療局	若年がん患者等が、生殖機能温存から妊娠まで一体的な治療を受けるための費用を助成し、将来の妊娠に備えながら、希望を持ってがん治療に取り組むことを支援する。
22	電話相談「子供の健康相談室」（小児救急相談）	福祉局	子供の健康や救急に関する相談に対して、看護師や保健師（必要に応じて小児科医師）が対応し、保護者の不安の軽減を図る。
23	各種医療費助成制度	福祉局	「小児慢性特定疾病の医療費助成」等を行うほか、乳幼児、義務教育就学期にある児童及び高校生等の医療費の一部を助成する自治体を補助することにより、医療費の負担の軽減を図る。
24	018サポート	福祉局	子供一人ひとりの成長を等しく支えるため、0歳から18歳までの全ての子供に月額5,000円を支給する。
25	子供・子育てメンター事業	子供政策連携室	子供や子育て家庭に対し、孤独・孤立による不安や悩みの深刻化を予防するため、日常的な不安や悩みを気軽にSNS等を活用して相談できる「子供・子育てメンター“ギュッとチャット”」をスタートする。
26	◆ こどもDXの推進（母子保健オンラインサービス）	デジタルサービス局	デジタル庁が開発した基盤を活用し、マイナンバーカード1つで医療費助成や予防接種、母子保健（健診）を申請できるようにする。
27	◆ こどもDXの推進（プッシュ型子育てサービス）	デジタルサービス局	アプリから必要な情報が先回りで届き、知りそびれや申請忘れをなくす。
28	◆ こどもDXの推進（保活ワンストップ）	デジタルサービス局	保育園探しから入園までの手続きがオンラインで完結するワンストップシステムを実現する。

< 目標を掲げている取組 >

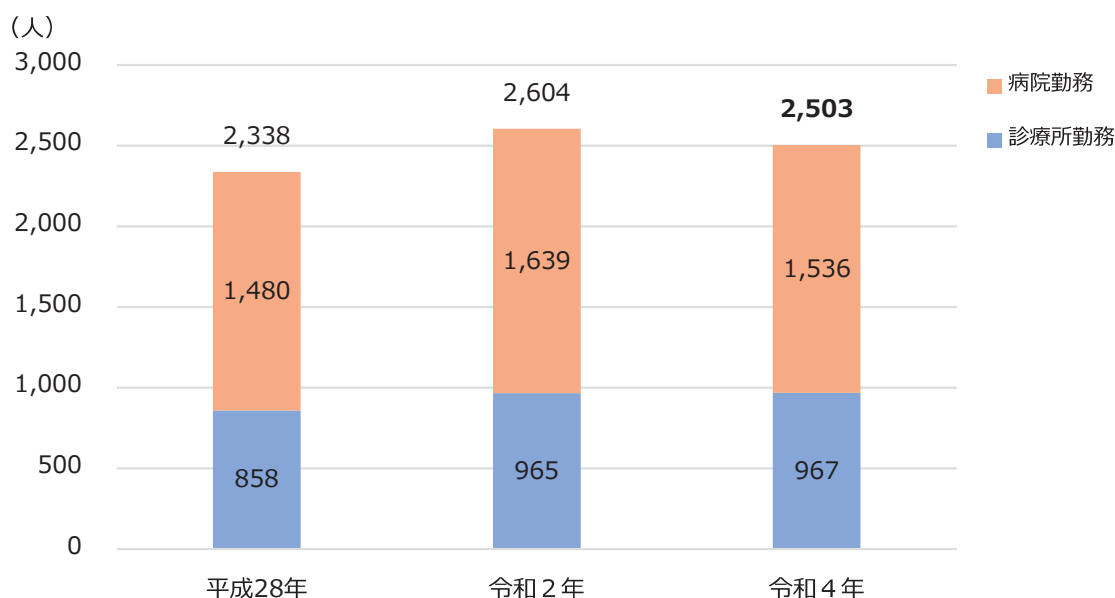
番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、令和11年度末までの目標）	令和5年度実績
10	とうきょうママパパ応援事業	福祉局	産後ケア事業の利用率の増加	23.1% (令和4年度)

【2 安心できる小児・母子医療体制の整備】

< 小児・母子医療体制を取り巻く状況 >

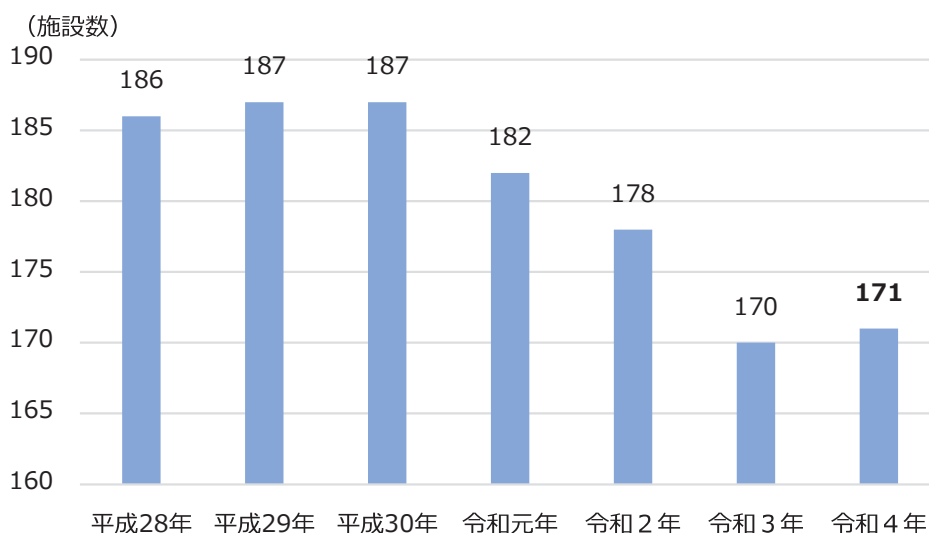
- 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」によると、令和4年の都の小児科医師数（主たる診療科を小児科とする医師）は、2,503人です。令和2年と比較して、令和4年はやや減少しました。
- 厚生労働省「医療施設（静態・動態）調査」によると、令和4年の都の小児科を標榜する病院数は171施設で、平成28年の186施設と比較して15施設減少しており、病院の小児科では集約化の傾向が見られます。

図表6 東京都における主たる診療科を小児科とする医師数



資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計（旧：医師・歯科医師・薬剤師調査）」

図表7 東京都における小児科を標榜する一般病院数の年次推移



資料：厚生労働省「医療施設（静態・動態）調査」

- 全国の出生数は減少が続いており、都においても平成27年以降、出生数は減少しています。一方で、リスクの高い低出生体重児（出生体重2,500g未満の新生児）の出生数に対する割合は、全国ではほぼ横ばいとなっていますが、都では平成27年の9.1%から令和4年には9.3%となっており、増加傾向にあります。
- また、リスクの高まる35歳以上の母からの出生数の割合は全国的に増加傾向にあります。令和4年における35歳以上の母からの出生数の割合は、都では38.5%と全国の30.0%を大きく上回っています。

図表8 出生数・低出生体重児・35歳以上の母からの出生数の推移

	東京都		全国	
	平成27年	令和4年	平成27年	令和4年
出生数	113,194人	91,097人	1,005,721人	770,759人
低出生体重児	10,313人	8,492人	95,208人	72,587人
低出生体重児の割合	9.1%	9.3%	9.5%	9.4%
35歳以上の母からの出生数	41,047人	35,048人	282,171人	231,323人
35歳以上の母からの出生数の割合	36.3%	38.5%	28.1%	30.0%

資料：東京都保健医療計画（厚生労働省「人口動態統計」）

- 都内の一般医療機関数は年々増加しているものの、産科・産婦人科及び小児科を標榜する医療機関数は、ほぼ横ばいの状況となっています。また、都内の分娩取扱施設数（各年9月に分娩を実施した施設数）は、平成29年には163施設ありましたが、令和2年には145施設と減少しています。

< 現状と課題 >

- こども救命センターの受入患者数は増加傾向にあり、搬送元である二次救急医療機関や救命救急センターとの連携、また、転退院後支援の際の受入先や地域の医療・保健・福祉機関等との更なる連携が求められます。
- 地域ごとに医療資源等の状況が異なることから、都の小児二次救急医療体制を確保するために、各地域の実情に応じた救急医療体制の構築が必要です。
- 平日の夜間に診療を行う小児初期救急診療事業については、医師の確保が困難なことから、初期救急医療体制の確保・維持が困難な地域があります。
- 出生数の減少に伴い分娩取扱施設が減少する一方で、高年齢の出産などのハイリスク妊産婦やNICU¹に入院する児は増加しており、限りある医療資源を有効活用するため、リスクに応じた機能分化と連携を更に促進していく必要があります。

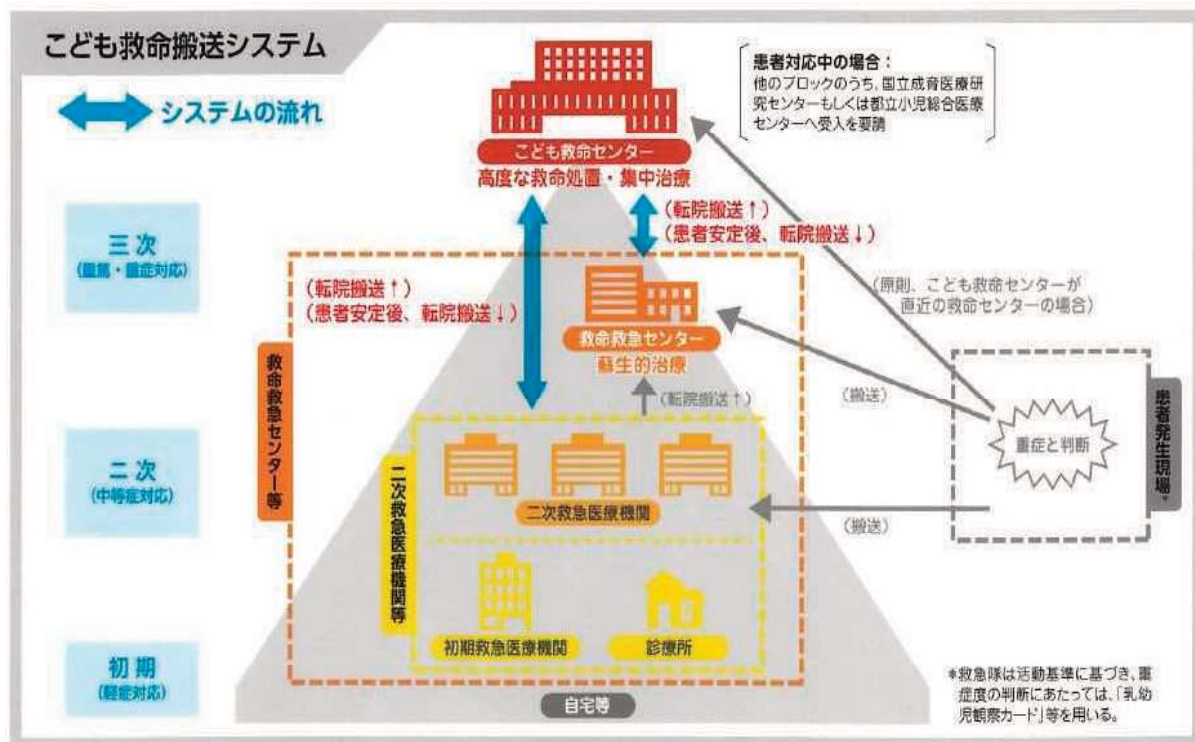
¹ 新生児集中治療管理室（Neonatal Intensive Care Unit）。新生児の治療に必要な保育器、人工呼吸器等を備え、24時間体制で集中治療が必要な新生児のための集中治療室

- 総合周産期母子医療センターがないブロックがあるなど、ブロックごとに周産期医療資源の状況に違いがあることから、地域の実情に応じて周産期医療施設の整備や連携体制の強化を図ることが必要です。

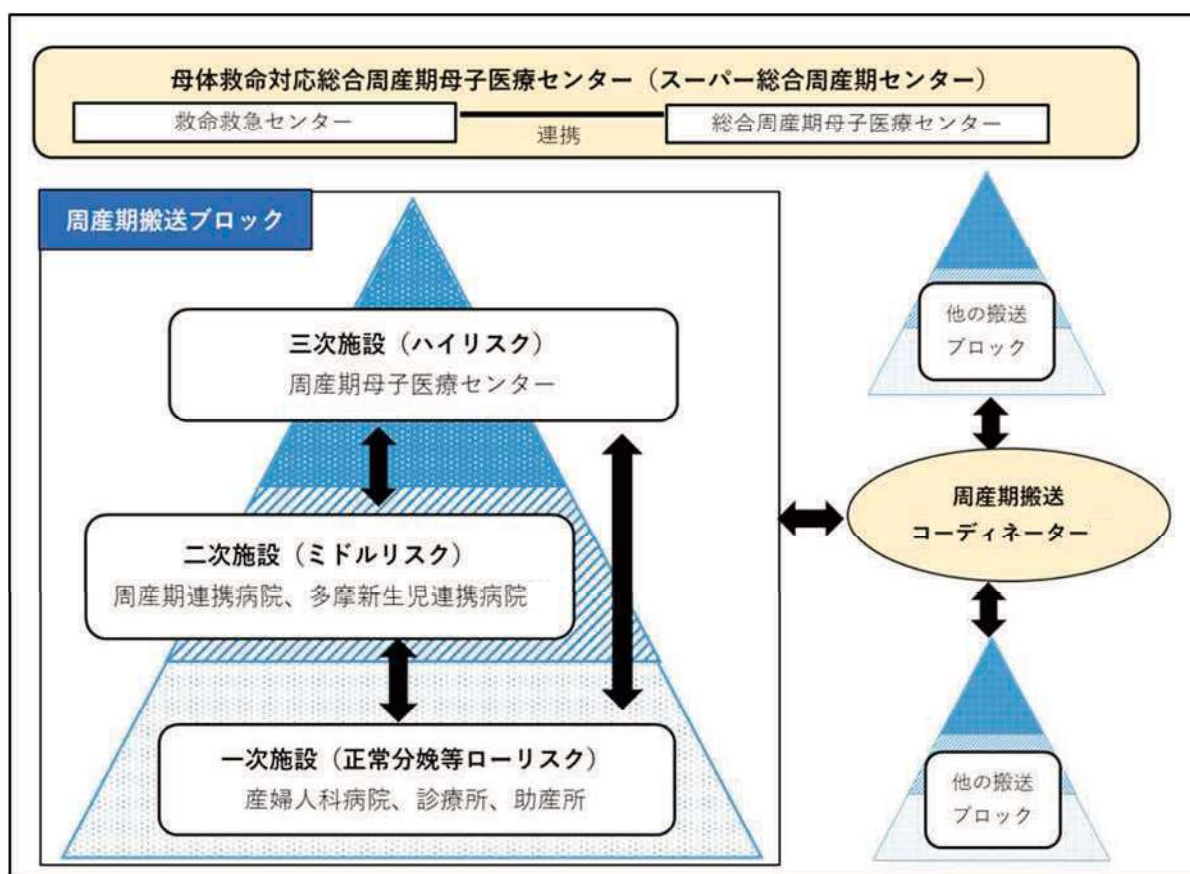
< 取組の方向性 >

- 東京都こども救命センターの運営をはじめとし、小児の救急医療体制を確保するとともに、周産期母子医療センターの整備やNICUの確保、母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営など、ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児等に対応する体制を整備します。
- 他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う施設を都内4か所指定します。
- 救命治療の他に、小児医療連携の拠点として、日頃から連携する医療機関等と積極的に情報共有するほか、円滑な連携体制の維持・促進に努めるとともに、小児臨床教育の拠点機能として、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施します。
- 小児の初期救急から三次救急までの救急医療を整備し、安心できる小児救急医療体制を確保します。
- ハイリスク妊産婦や高度医療が必要な新生児等に対する医療を提供する周産期母子医療センター等を整備するとともに、各地域・医療機関の状況に応じてNICU病床を確保します。
- 周産期医療が適切かつ円滑に提供されるよう各周産期医療施設間におけるリスクに応じた機能分担やそれに基づく連携体制の強化を図ります。
- 医師の勤務環境改善や復職支援を実施します。
- 小児、周産期医療等に従事する医師を確保するため、これらの分野に従事する意思のある学生を対象に奨学金を貸与（一定期間従事することにより返還を免除）します。
- 都内の救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専門的な研修を実施します。

■ こども救命センターの運営



■ 東京都における周産期医療体制のイメージ図



< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
29	小児救急医療体制の充実 (初期・二次救急)	保健医療局	子供の急病に対応するため、区市町村が地域の小児科医の協力を得て実施する「小児初期救急平日夜間診療事業」に対して積極的な支援を行う。 入院を必要とする小児の救急患者に対応する二次救急医療については、小児科の「休日・全夜間診療事業」を引き続き実施し、原則、固定・通年制で常時小児科医師による対応が可能な体制を確保する。
30	地域における小児医療研修	保健医療局	地域の小児初期救急診療事業に参加する医師を確保するため、小児科二次救急医療機関における地域の診療所の医師等を対象とした臨床研修や、小児救急医療への参加を促進する小児救急研修会、地域で小児救急医療に従事する医師の研修会を実施する。
31	休日・全夜間診療事業参画 医療機関施設整備費等補助 (小児)	保健医療局	小児科の救急患者に対し、24時間365日小児科医が対応する診療体制を確保するため、整備費の補助を行う。
32	休日・全夜間診療事業(小児・専任看護師配置)	保健医療局	休日・全夜間診療事業(小児)を行う医療機関において、緊急性の高い患者の命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」の実施を支援し、迅速に適切な治療につなげる体制を整備する。
33	小児集中治療室医療従事者研修事業	保健医療局	良質な小児救命、集中治療体制を維持していくため、東京都小児救命救急センターにおいて医師等に対する小児の集中治療に係る専門的な実地研修を行う。
34	こども救命センターの運営	保健医療局	重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、外科・内科を問わず小児特有の症状に対応した高度な救命治療を実施する。合わせて、医療連携の拠点として、円滑な転院搬送のための施設間調整を行うとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施する。
35	東京都小児医療協議会	保健医療局	小児医療体制の確保・充実に向けた検討・協議を行う「東京都小児医療協議会」を設置する。協議会では、小児救急医療体制の確保等に向け、一次から三次救急医療施設の小児医療ネットワークの構築について検討・協議を行う。
36	周産期医療システムの整備	保健医療局	出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度な医療に対応できる周産期母子医療センターなどの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制の確立を図る。
37	周産期医療施設等整備費補助	保健医療局	都内の新生児疾患の診断・治療及びリスクの高い妊産婦等の医療的管理を行う周産期施設の整備等を行うことにより、地域において出産前後の母体胎児から新生児に至る一貫した医療を提供する。

番号	事業名	所管局	事業概要
38	母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置	保健医療局	救命救急センターと総合周産期母子医療センターの密接な連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産褥婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」（いわゆる「スーパー総合周産期センター」）を指定し、母体が迅速に救命処置を受けられる体制を確保することにより、都民が安心して妊娠・出産できる環境を整備する。
39	周産期搬送コーディネーターの配置	保健医療局	総合周産期母子医療センターのブロック内では受入困難な事例について、都内全域の搬送調整等を集中して行う周産期搬送コーディネーターを配置することにより、総合周産期母子医療センターにおいて搬送調整業務を行う医師の負担軽減を図るとともに、母体・新生児の迅速な医療の確保を図る。
40	周産期医療ネットワークグループの構築	保健医療局	周産期医療ネットワークグループを構築し、地域の中で一次、二次、三次それぞれの医療機関が機能に応じた役割分担と連携をすすめ、リスクに応じた医療提供体制を構築する。
41	周産期連携病院の確保	保健医療局	ミドルリスクの妊産婦に緊急診療を行う「周産期連携病院」を必要に応じ整備していくことにより、周産期母子医療センターへの分娩・搬送集中を緩和し、妊婦のリスクに応じた体系的な受入体制の確保を図る。
42	多摩新生児連携病院の確保	保健医療局	区部に比べて周産期母子医療センターが少ない多摩地域において、比較的高いリスクの新生児の対応が可能な医療機関を確保することにより、多摩地域の新生児受入体制の強化を図る。
43	在宅移行支援病床運営事業	保健医療局	NICU や GCU に長期入院している又は同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児について、NICU・GCU と在宅療養の間に中間的な病床として在宅移行支援病床を設置し、在宅生活への円滑な移行の促進を図る。
44	在宅療養児一時受入支援事業	保健医療局	NICU 等長期入院児等の在宅医療中の定期的医学管理及び保護者のレスパイトケアを実施する。
45	地域医療を担う医師養成事業（医師奨学金）	保健医療局	将来、都内の医師確保が必要な地域や診療科等に医師として従事しようとする者に対し、奨学金を貸与し、都内の医師確保が必要な地域や診療科等（小児医療、周産期医療、救急医療等）の医師の確保及び質の向上を図る。
46	産科医等育成・確保支援事業	保健医療局	地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて急激に減少する産科医療機関及び産科医等の確保を図るとともに、臨床研修後の専門的な研修において、研修手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図る。

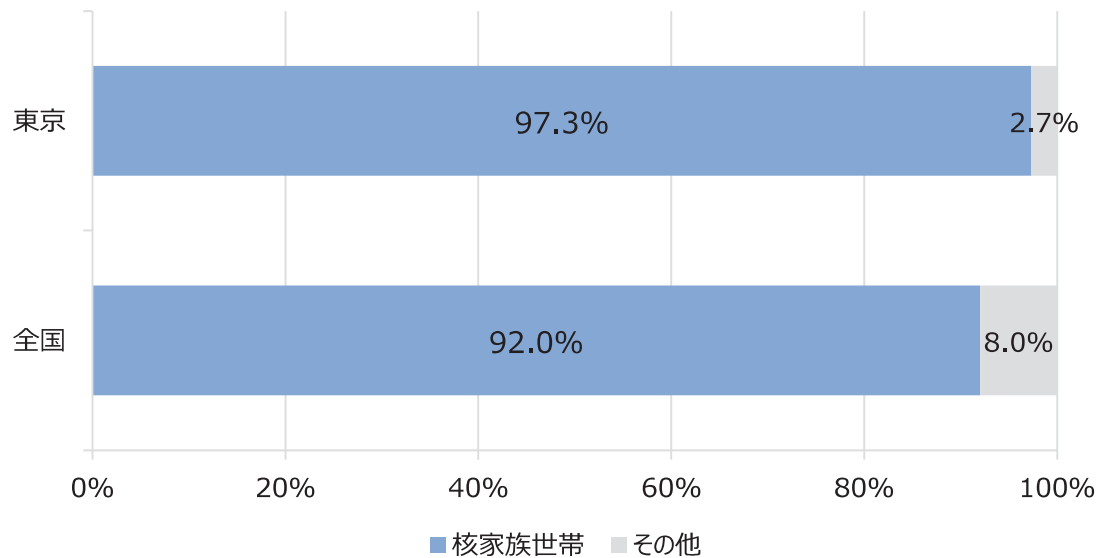
番号	事業名	所管局	事業概要
47	新生児医療担当医育成・確保支援事業	保健医療局	NICU 入院児を担当する医師に手当を支給することにより、処遇改善を通じて新生児担当医の確保を図るとともに、臨床研修修了後の専門的な研修において、研修医手当等を支給することにより、将来の新生児医療を担う医師の育成を図る。
48	病院勤務者勤務環境改善事業	保健医療局	都内医療体制の安定的な確保が可能となるよう、病院勤務医師及び看護職員の勤務環境を改善し、離職防止と定着を図る取組及び職場を離れた医師等の再就業を支援する取組を行う病院を支援する。
49	助産所と嘱託医療機関等の連携支援	保健医療局	助産所における嘱託医師、嘱託医療機関等確保のための相談窓口を設置するとともに、助産所と嘱託医師等の連携を促進することにより、安全・安心な分娩を支援する。
50	助産所設備整備費補助	保健医療局	妊婦の多様なニーズに応え、身近な地域で安全・安心に出産できる環境を整備するため、分娩を取り扱う助産所に対して、医療機器や情報通信機器等の設備整備を促進する。
51	◆ ドナーミルク利用支援事業	保健医療局	NICU におけるドナーミルクの使用やドナー登録を行う医療機関を支援し、ドナーミルクを必要とする NICU 入院児等が利用できる体制を整備する。
52	◆ NICU 入院児相談支援事業	保健医療局	NICU 入院児とその家族に向けた支援の充実を図るため、児の成長発達の促進や、家族の不安軽減に取り組むファミリーセンタードケアを推進する。

【3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実】

< 子育て家庭を取り巻く状況 >

- 6歳未満の親族のいる世帯の家族類型を見ると、令和2年の東京都の核家族世帯の割合は、97.3%となっており、全国の割合（92.0%）より高い状況です。

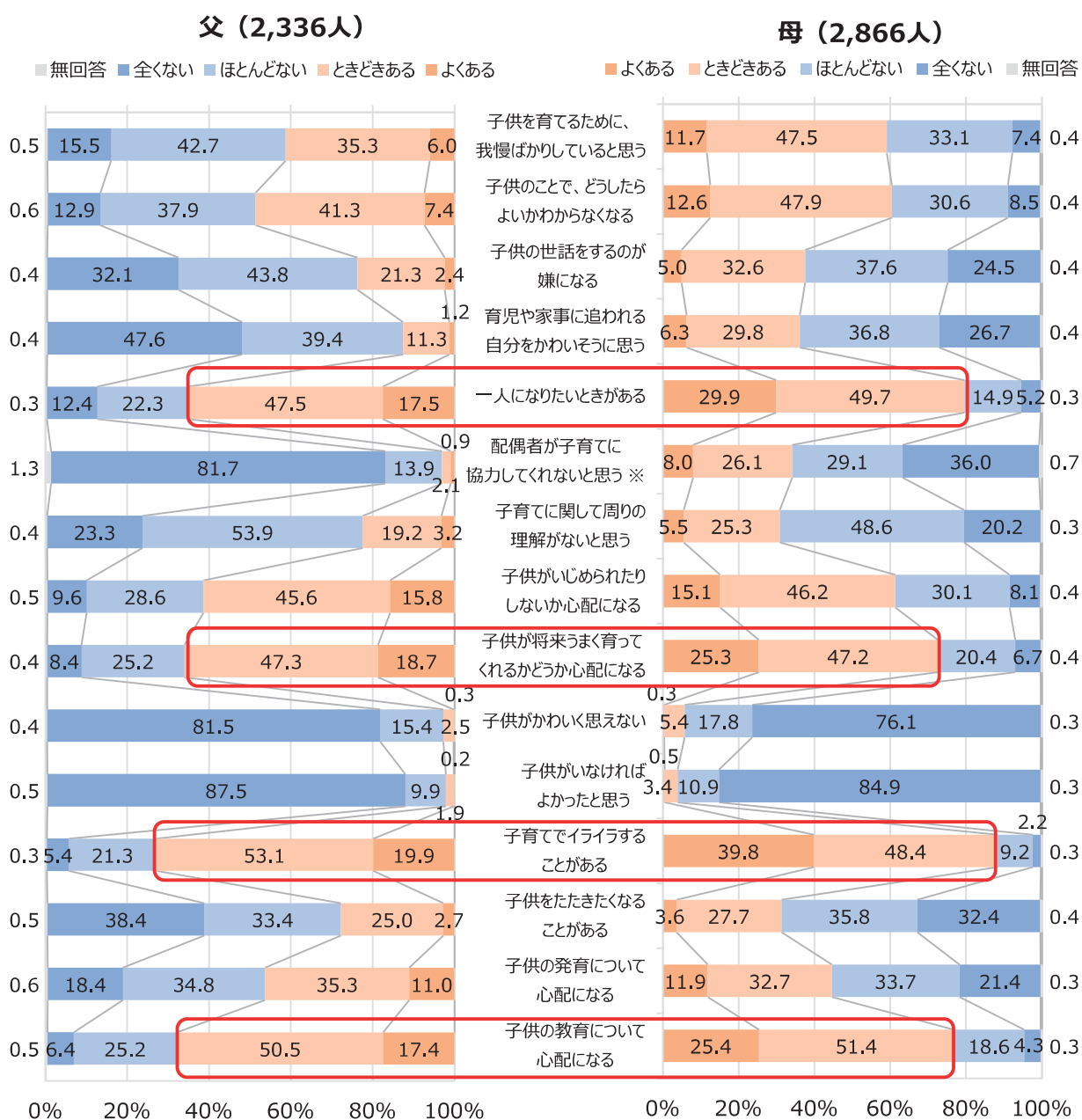
図表9 6歳未満の親族のいる世帯の家族類型（全国・東京都）



資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

- 子育てをしていて、日頃負担に感じることにについては、「よくある」と「ときどきある」とを合わせると、「子育てでイライラすることがある」、「子供の教育について心配になる」、「一人になりたいときがある」、「子供が将来うまく育ってくれるかどうか心配になる」などが他の項目に比べて高くなっています。父母別にみると、「配偶者が子育てに協力してくれないと思う」について、「よくある」と「ときどきある」を合わせた割合が、父親は3.0%に対して、母親は34.1%と、差があります。

図表 10 「子育てをしていて日頃感じること（負担に感じること）」（東京都）



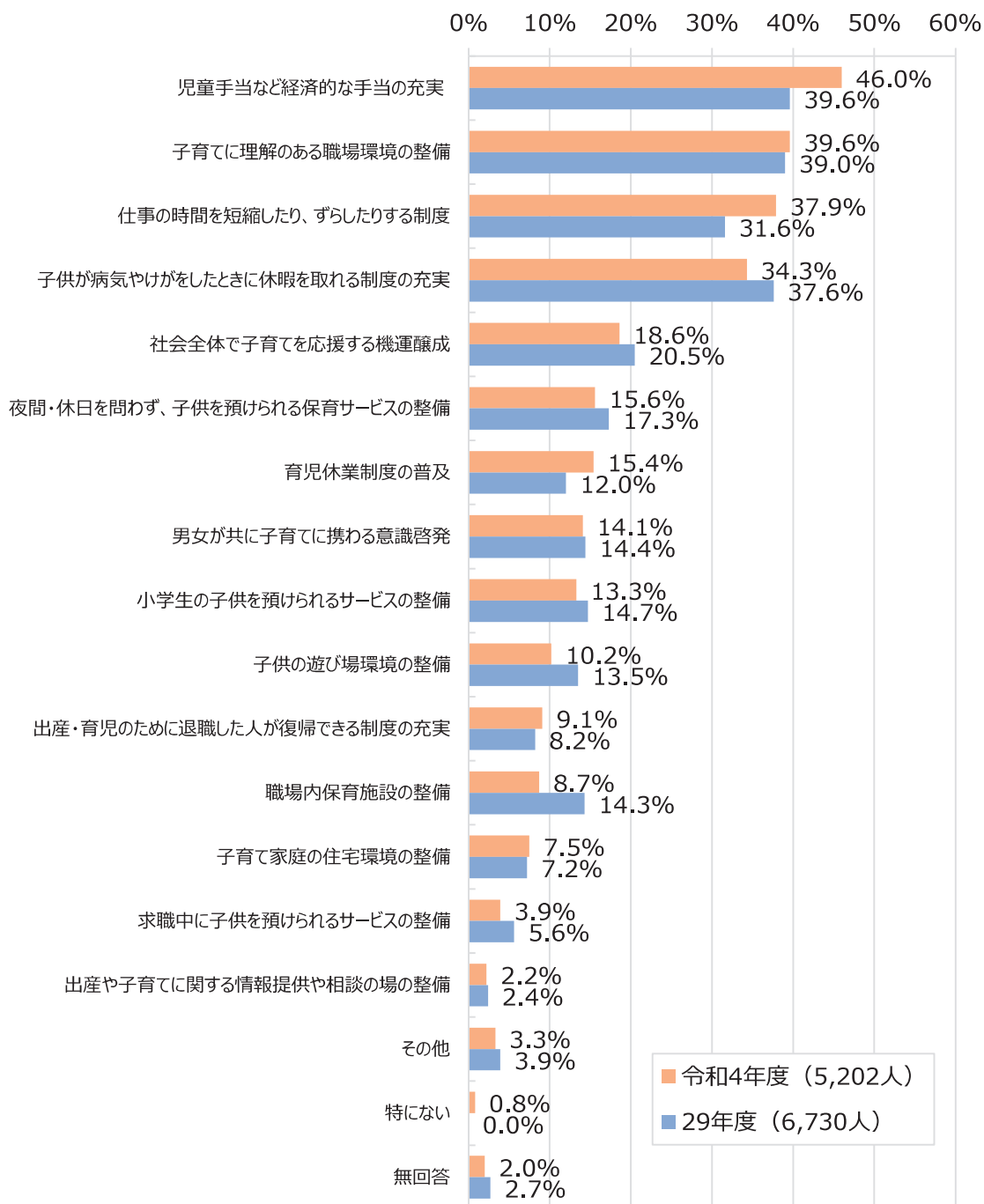
資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

（注）「配偶者が子育てに協力してくれないと思う」については、両親世帯のみ集計対象としている

（総数 父 = 2,301 人、母 = 2,465 人）

- 「子育てをしやすいするために必要なもの」について尋ねたところ、令和4年度調査では「児童手当など経済的な手当の充実」(46.0%)、「子育てに理解のある職場環境の整備」(39.6%)の順に割合が高く、経済的な問題に対する負担感軽減と子育てと仕事の両立のための環境整備が求められています。

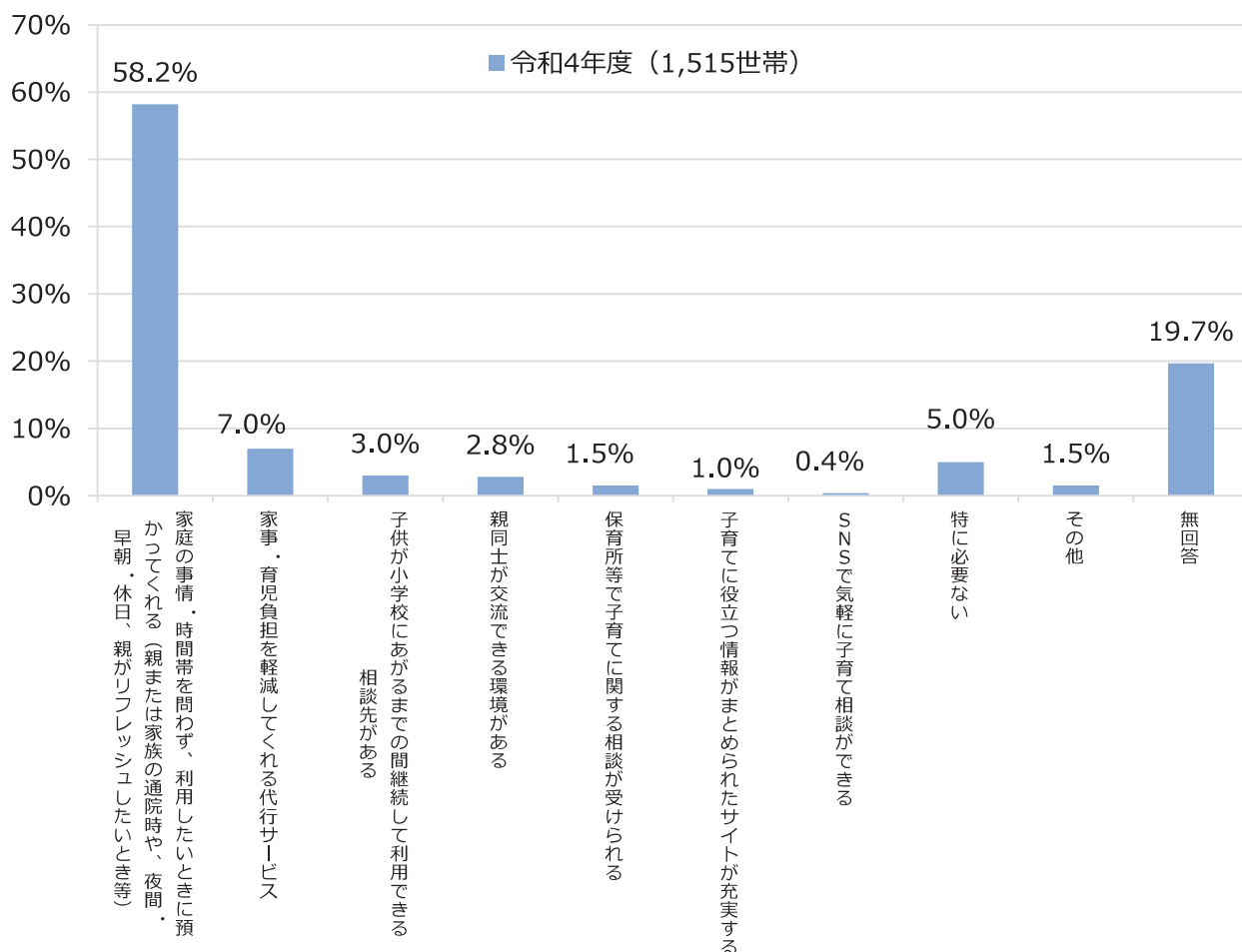
図表 11 子育てをしやすいするために必要なもの（東京都、複数回答）



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

- 都内で、在宅で乳幼児の子育てをしている母親が希望する「あればよい在宅支援サービス」については、緊急時の一時預かりの割合が最も高く半数を超えています。東京都は核家族が多く、緊急時に頼れる人が身近にいないことなどから、子育てに不安や負担感を抱えていることがうかがえます。

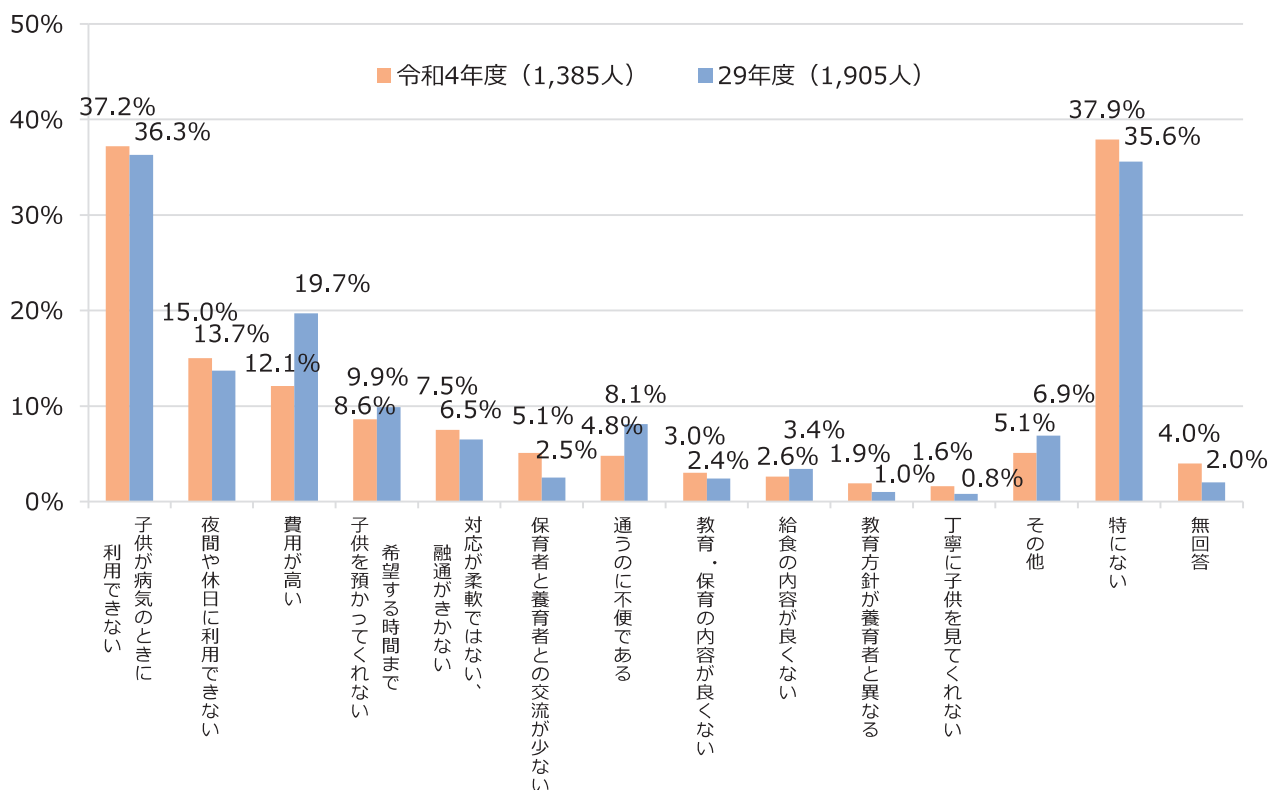
図表 12 養育者自身で平日の日中も子育てを行う家庭に対し、あればいいと思うサービス（東京都）



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

- 保育所や認定こども園などに日中子供を預けている保護者が不満に思うことについては、「子供が病気のときに利用できない」という回答が最も多くなっています。

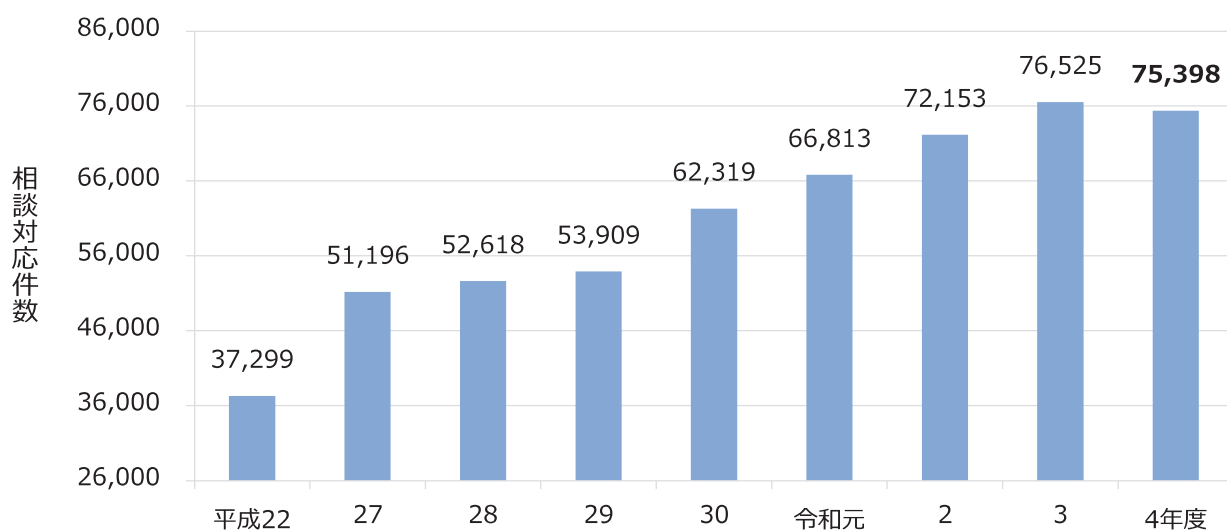
図表 13 子供を預けていて不満に思うこと（複数回答）



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

- 子供家庭支援センターの相談対応件数は年々増加傾向にあり、令和4年度は75,398件となっています。

図表 14 子供家庭支援センター相談対応件数



資料：東京都福祉局

（注）令和4年度から虐待非該当を含まない等、集計条件を変更

<現状と課題>

- 地域の子供・子育て支援サービスの実施主体である区市町村は、子育て家庭に対して、地域の実情に応じ、様々な事業を組み合わせながら子育てサービスを提供していますが、コミュニティの希薄化や、それに伴う子育ての孤立化、共働き世帯の増加、多様化するニーズなどの課題に対応するため、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな対応が求められています。
- 妊産婦をはじめ、子供や子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供や相談を行う利用者支援事業は、令和5年度末時点で、都内54区市町村で実施されています。
- 子供と家庭に関する第一義的な相談窓口であり、地域のネットワークの中心的な役割でもある子供家庭支援センターは、令和5年度現在、ほぼ全ての区市町村で設置されています。また、虐待対策コーディネーターや主任虐待対策ワーカーを配置するなど、虐待対応力の強化も進めています。
- 地域の子育てサービスを紹介したり、支援が必要な家庭を早期に把握し、必要な子育てサービス等につなげるための取組は重要です。そのひとつである乳児家庭全戸訪問事業の訪問率は都内全体でおおむね9割となっています。
- 在宅で子育てをしている親子に、地域の身近な場所ですどいのかを提供し、子育てについての相談支援や情報提供、子育てサークルの支援等を行う子育てひろばは、着実に整備が進んでおり、令和5年9月現在、都内に1,047か所設置されています。近年は、地域支援や利用者支援事業の機能、子育て家庭の孤立化の防止や虐待の未然防止の役割も担っています。
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、一時預かり事業など、緊急時等に一時的に子供を預かるサービスのニーズが高まっています。多くの自治体が、子供を預かる事業を行っていますが、区市町村により、同じ自治体内に実施施設がない、又は利用できる年齢や日数の上限が異なるなど、実施体制にばらつきがあります。
- 母子保健部門と児童福祉部門が連携しながら、サポートが必要な妊婦や子育て家庭を把握し、適切な支援につなげる体制整備を促進するため、区市町村への支援を一層充実することが必要です。

<取組の方向性>

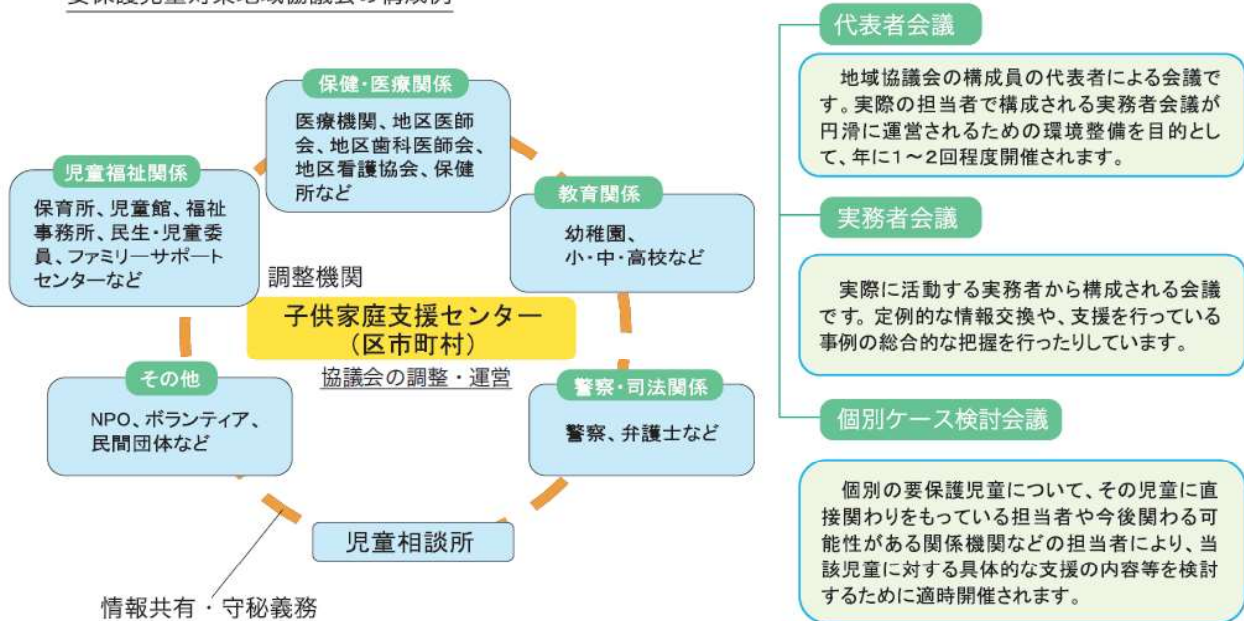
- 区市町村が、子育て支援施策の実施主体として、子供家庭支援センターを中心に、様々な相談支援やサービス提供の充実を図るとともに、地域のネットワーク強化を図ることができるよう支援します。

- 子供家庭支援センターにおいて、虐待対策コーディネーターの配置を強化し、虐待ケースの適切な進行管理や関係機関との連携を促進することにより、児童虐待への更なる対応力向上を図る取組を支援します。
- 虐待相談や虐待の恐れのある家庭への支援を身近な地域で行う経験豊富な虐待対策ワーカーの増配置の支援、また、行政機関・学校・医療機関等地域の関係機関が一堂に会して要保護児童等の支援体制の整備や個別の支援方法等を検討する要保護児童対策地域協議会の円滑な開催に向けた事務支援、さらに、平日夕方以降や休日の相談体制の確保に向けた支援を通じて、子供家庭支援センターの更なる体制強化を図ります。
- 年々増加傾向にある児童虐待の相談や支援等に対応するため、区市町村が虐待対策ワーカー業務の一部を民間委託する取組を支援します。
- 児童福祉法等の改正に伴い、児童相談部門と母子保健部門が一体となり妊娠前から包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」を創設する区市町村を支援するため、妊娠期からの切れ目のない支援を行う子供家庭支援センターと母子保健部門の体制強化を図ります。
- また、乳幼児健診未受診者等、何らかの支援が必要な子供や保護者を早期に発見し、適切な支援につなげられるよう、アウトリーチ型支援を充実させるとともに、専門性向上に資する研修を実施することで、地域の支援体制を強化していきます。
- 特に不安が生じやすい0歳児家庭を中心に、全戸への定期訪問による見守りを実施するなど、子育て家庭に寄り添うアウトリーチ型支援の充実に取り組む区市町村を支援します。
- 子育てひろばが、親子にとって気軽にかけられ相談できる場としての役割を担いつつ、在宅で子育てをしている親子の孤立化を防ぎ、子育てに対する不安を身近な地域で解消できる機能も果たせるよう、地域支援や利用者支援を行う子育てひろばの拡充を図ります。
- また、障害の有無にかかわらず、全ての親子が子育てひろばを気軽に利用できる環境を整備するため、発達障害を含む障害のある子供や多胎児のいる家庭など、特に配慮が必要な子育て家庭に向けた交流の場の提供や相談支援、講習等の区市町村の取組を支援するとともに、職員の専門性向上に向けた研修を実施します。
- 保護者が適切に子育て支援策に結びつくよう、子育て家庭の多様なニーズの把握、子供・子育て支援に関する情報提供、必要に応じた相談・助言及び関係機関調整などを行う区市町村を支援します。
- 家事援助等の訪問支援やショートステイ事業など、家庭支援事業に取り組む区市町村の人材確保や実施促進に向けた支援を充実します。
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に取り組む区市町村を支援するほか、子育て家庭が地域社会とつながる多様な居場所を創出する取組を促進します。

- 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援に取り組む区市町村を支援します。

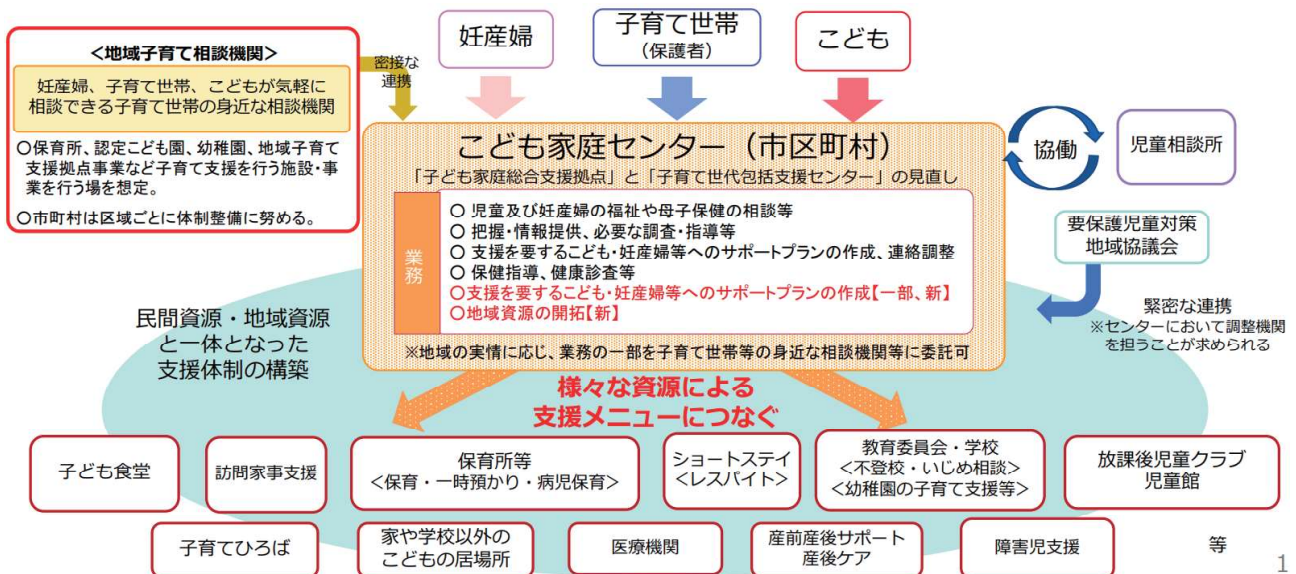
■ 要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会の構成例



資料：みんなの力で防ごう児童虐待～虐待相談のあらまし（2023年度版）

■ こども家庭センター



資料：こども家庭庁

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
53	保健医療政策区市町村包括補助事業	保健医療局	身近な地域医療・保健の実施主体である区市町村が地域の実情に合わせて行う自主的、主体的な取組を支援し、保健医療サービスの向上を推進する。
54	要支援家庭の早期発見に向けた取組	福祉局	母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進する。
55	ファミリー・アテンダント事業	子供政策連携室	子育て家庭の孤独・孤立対策を強化するため、地域の民間団体等の人材を活用した家庭訪問等を通じ、日常的な不安・悩みに寄り添う、「アウトリーチ型支援」を展開する。
56	◆ こども家庭センター体制強化事業	福祉局	当事者及び家庭の意見を踏まえ、子育ての協働意識を持ちながら妊娠前から就学前までの切れ目のない支援を実現し、児童虐待の未然防止を図る区市町村を支援する。
57	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	福祉局	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援する。
58	子供家庭支援センター事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機能、関係機関や団体のコーディネート機能として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援する。また、児童虐待対応の専門性を強化した子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援する。
59	子供家庭支援センター地域支援力強化事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	経験豊富な虐待対策ワーカーの増配置や、区市町村の要保護児童対策地域協議会のきめ細かな実施、平日夕方や休日の相談体制を確保することにより、子供家庭支援センターの更なる体制強化を図る取組を支援する。
60	虐待対策コーディネーター事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	子供家庭支援センターにおいて、調整機能を担う虐待対策コーディネーターの配置を強化し、虐待ケースの適切な進行管理や関係機関との連携を促進することにより、児童虐待への更なる対応力向上を図る取組を支援する。
61	虐待対策ワーカー業務の委託支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	年々増加傾向にある児童虐待の相談や支援等に対応するため、子供家庭支援センターの虐待対策ワーカー業務の委託料の補助を創設し、業務の一部を民間委託する取組を支援する。
62	養育支援訪問事業	福祉局	保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援する。

番号	事業名	所管局	事業概要
63	◆ 子育て世帯訪問支援事業	福祉局	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援に取り組む区市町村を支援する。
64	◆ 子育て世帯訪問支援員資質向上事業	福祉局	訪問支援員のサービスの質向上を図るため、都独自の研修カリキュラムに基づく研修を行う区市町村を支援する。
65	◆ 子育て世帯訪問支援員人材確保・定着支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	子育て世帯訪問支援事業に係る訪問支援員の人材確保を図るため、都のカリキュラムに基づく研修の受講者に対し、報酬の上乗せを行う区市町村の取組を支援する。
66	◆ 親子関係形成支援事業	福祉局	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。
67	◆ 児童育成支援拠点事業	福祉局	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子供の最善の利益の保障と健全な育成を図る。
68	親の子育て力向上支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	親同士が相互に学び合うグループワークを通し子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る取組を支援する。
69	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	福祉局	子供の年齢等にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援する。
70	要支援家庭を対象としたショートステイ事業	福祉局	養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援する。
71	ショートステイ事業の拡充	福祉局	ショートステイについて、実施施設を当日でも利用できる枠や個別対応を有する児童の受入体制を確保するとともに、協力家庭の活用に対する支援を充実することにより、利用者ニーズに応じた体制を整備する。

番号	事業名	所管局	事業概要
72	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）＜子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金＞	福祉局	仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援する。
73	ファミサポマイスター推進事業 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	ファミリー・サポート・センターで子育てを援助する提供会員に、子育てに関する研修の充実を行い、受講した提供会員に対して報酬の上乗せを行うことで、提供会員の質と量を確保する。
74	一時預かり事業	福祉局	保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援する。
75	地域子育て支援拠点事業 （子育てひろば事業）の充実	福祉局	身近な地域で親子が気軽に集い、相互に交流を図る場を提供する子育てひろばの整備や相談体制の充実に取り組む区市町村を支援する。
76	子供を守る地域ネットワーク機能強化事業	福祉局	区市町村において、子供を守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する区市町村の取組を支援する。
77	子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的に、地域の小・中学校や子育て支援施設等の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭等の情報収集を行い、早期に必要な支援につなげる取組を行う区市町村を支援する。
78	4152（よいこに）電話	福祉局	土・日・祝日（年末年始を除く）を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX 相談を実施し、多様な児童相談ニーズに応える。
79	利用者支援事業	福祉局	子供及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する区市町村を支援する。
80	地域子育て支援研修	福祉局	年々複雑化する子供家庭相談に的確に対応できる人材を育成するため、子供家庭支援センター、地域子育て支援拠点（子育てひろば）等、地域における子育て支援・相談業務等に関わる職員を対象に、子育て支援をめぐる相談業務に必要な技術・知識の付与や更なる専門性の向上を図り、区市町村の支援体制を総体的に強化する。

番号	事業名	所管局	事業概要
81	子育て支援員研修	福祉局	保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、各事業等に従事することを希望する方に対し、「子育て支援員」として認定するための研修をオンデマンド型と集合型により実施し、サービスの担い手となる人材の確保と質の向上を図る。
82	地域における多世代交流拠点の整備	福祉局	地域住民同士のつながりを醸成し、地域の課題を解決していくための気付きが生まれる場を整備するために、世代や属性を超えて住民同士が交流できる拠点の設置に取り組む区市町村を支援する。
83	東京みんなでサロン事業	住宅政策本部	都営住宅の集会所等を活用して、区市町や社会福祉法人、NPO等の地域の様々な主体と連携し、子ども食堂など多彩なプログラムを通して参加者が交流できる「東京みんなでサロン」を都内各地で展開する。
84	◆ 重層的支援体制整備事業	福祉局	本事業の実施に当たり、次の事業を一体的に実施する（※）。 （１）包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号イ～ニ） （２）地域づくり事業（同第3号イ～ニ） （３）参加支援事業（同第2号） （４）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（同第4号） （５）多機関協働事業（同第5号及び第6号） （※ 本事業の創設に伴い新たに設置された（３）～（５）の事業を合わせて、「多機関協働事業等」という。）
85	◆ 重層的支援体制整備促進事業	福祉局	①体制構築に係る手法の分析と展開 ②事例発表（報告）会 ③先行自治体情報交換会 ④報告集の作成 ⑤町村自治体向けオンラインシンポジウム
再掲	子供家庭支援区市町村包括補助事業 （先駆的事业・選択事業・一般事業）	福祉局	№1 参照
再掲	とうきょうママパパ応援事業	福祉局	№10 参照
再掲	子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	№13 参照
再掲	母子保健支援事業	福祉局	№14 参照
再掲	TOKYO 子育て情報サービス	福祉局	№18 参照

番号	事業名	所管局	事業概要
再掲	電話相談「子供の健康相談室」（小児救急相談）	福祉局	Nº 22 参照
再掲	児童虐待を防止するための SNS を活用した相談事業	福祉局	Nº 143 参照
再掲	子供の居場所創設事業	福祉局	Nº 242 参照
再掲	子供食堂推進事業	福祉局	Nº 244 参照
再掲	子供が輝く東京・応援事業	福祉局	Nº 498 参照

< 目標を掲げている取組 >

番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、令和 11 年度末までの目標）	令和 5 年度実績
56	こども家庭センター体制強化事業	福祉局	62 区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築	—
57	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	福祉局	62 区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築	54 区市町村（23 区 26 市 2 町 3 村）
62	養育支援訪問事業	福祉局	62 区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築	50 区市町村（23 区 24 市 2 町 1 村）
63	子育て世帯訪問支援事業	福祉局	62 区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築	—
69	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	福祉局	62 区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	51 区市町（23 区 26 市 2 町） （実績報告ベース） ショートステイ 51 区市町（23 区 26 市 2 町） トワイライトステイ 25 区市（17 区 8 市）
72	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） <子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金>	福祉局	62 区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	53 区市町村（23 区 26 市 3 町 1 村） 令和 4 年度 提供会員 14,123 人 （実績報告速報値ベース）

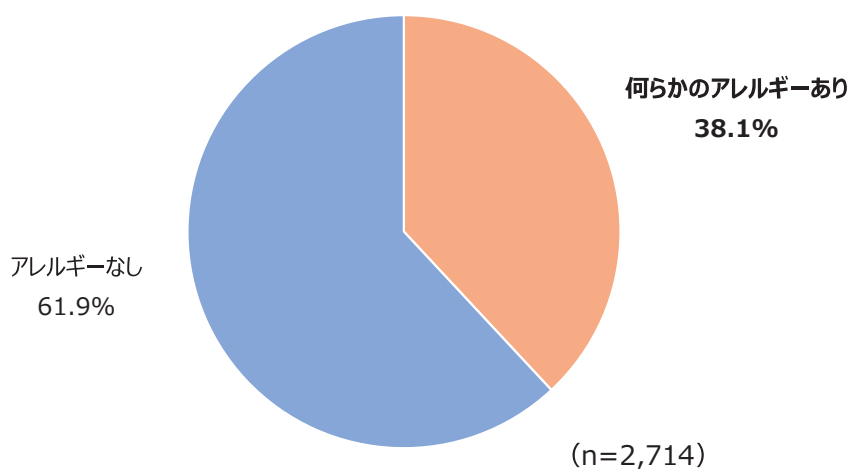
番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、令和11年度末までの目標）	令和5年度実績
74	一時預かり事業	福祉局	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	54区市町村 年間延べ利用児童数：691,983人（幼稚園型を除く） 【令和5年度決算ベース】
75	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）の充実	福祉局	地域支援又は利用者支援事業を行う子育てひろばを全区市町村で実施	地域支援又は利用者支援事業を実施する子育てひろば：354か所（22区20市1村） ※令和4年9月1日時点
79	利用者支援事業	福祉局	62区市町村、地域の実情に応じた実施体制の整備	23区26市2町3村で実施。（東京都子供・子育て支援交付金交付申請より） ○基本型：146か所（15区16市） ○特定型：48か所 ○母子保健型：132か所（23区26市2町3村）
85	重層的支援体制整備促進事業	福祉局	令和6年度 25区市町村 令和7年度 36区市町村 令和8年度 50区市町村	12区市

【4 子供の健康の確保・増進】

< 子供の健康を取り巻く状況 >

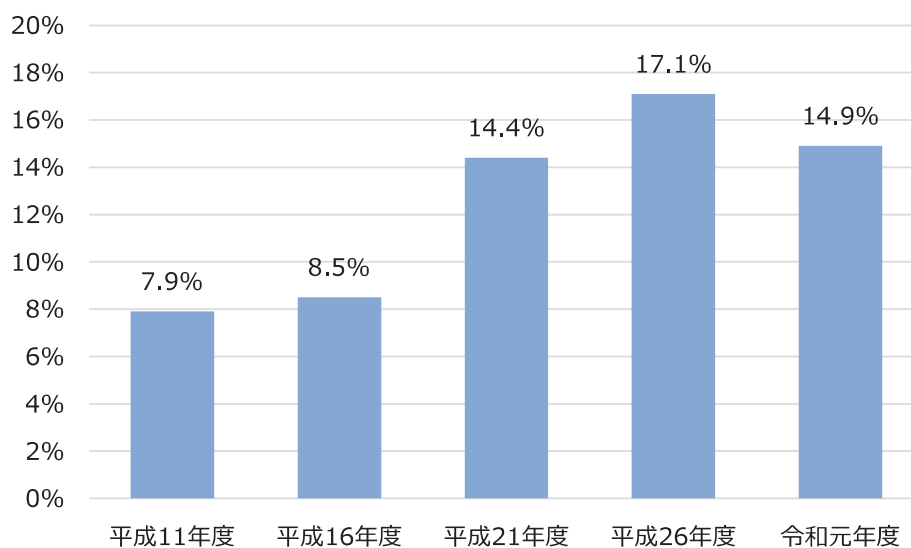
- 令和元年度に都が実施した「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査」では、3歳までに何らかのアレルギー疾患であると診断された子供は38.1%でした。疾患別に見た場合、調査開始の平成11年度から一貫して増加していた食物アレルギーのある子供の割合は、令和元年度には減少に転じたものの、依然として高い水準で推移しています。

図表 15 3歳までに何らかのアレルギー症状があり、かつ診断された児の割合



資料：東京都健康安全研究センター「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査（令和元年度）」

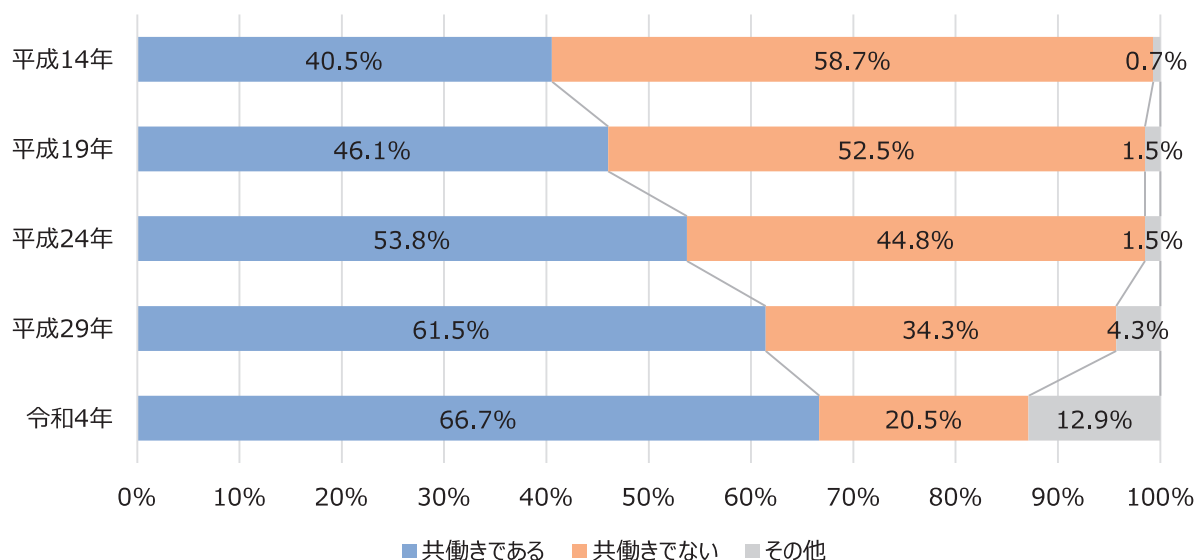
図表 16 3歳児調査における食物アレルギーのり患状況の推移



資料：東京都健康安全研究センター「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査（令和元年度）」

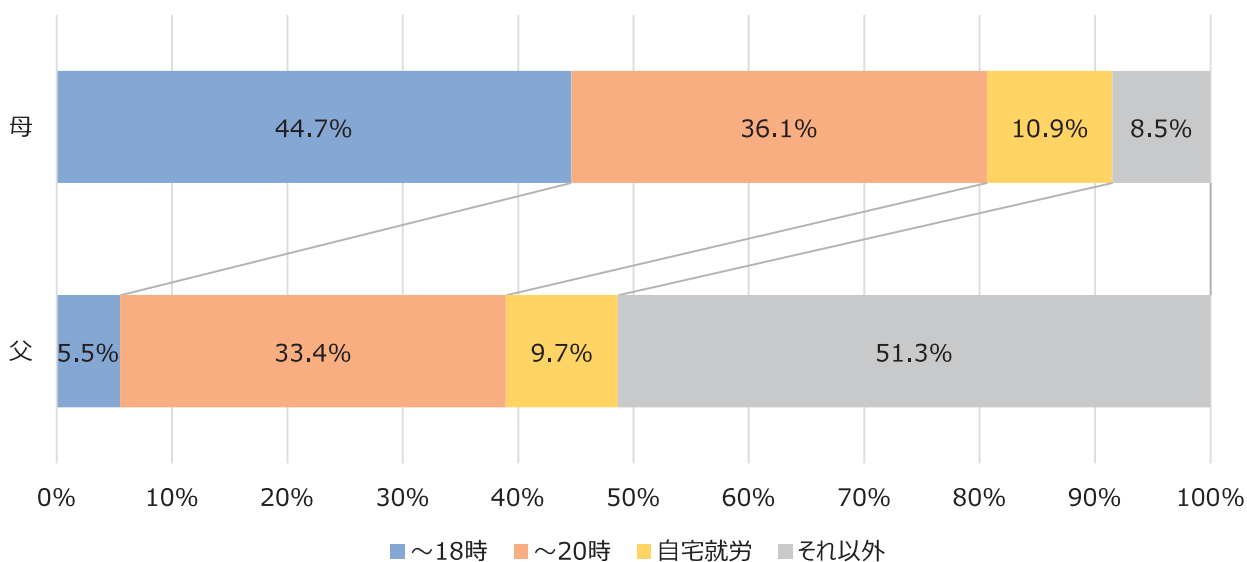
- 食事を一緒に摂る家族については、核家族化の進展に加え、単身世帯や一人親家庭の増加など、家族構造の変化が進んでいます。また、働き方の多様化に伴い、共働き世帯が増える一方で夫婦間の帰宅時間に大きなずれがみられます。

図表 17 共働き世帯の推移（東京都）



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

図表 18 両親の帰宅時間（東京都）



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

<現状と課題>

- 令和元年度に都が実施した3歳児調査では、アレルギー関連情報をホームページから入手している保護者の割合は約3割でした。膨大なインターネット情報の中からアレルギー疾患に関する適切な情報を選択することは難しく、情報の選択を誤ることにより症状の悪化を招く可能性があります。
- 令和元年度に都が保育施設等を対象に実施した「アレルギー疾患に関する施設調査」では、食物アレルギーのある子供が在籍している施設の割合は約8割と高く、また、過去1年間に施設内で子供の食物アレルギー症状の出現を経験した施設は約1割に上りました。その一方で、アレルギー対策のための委員会等を設置するなど組織的に対策を検討している施設は、約4割にとどまっています。
- 家族一人ひとりの生活時間のずれなどから家族で一緒に食事を摂ることが難しくなっているなか、子供や若い世代の孤食や欠食、偏食の問題が生じています。孤食や欠食が進むことで、食事バランスや生活リズムの乱れによる健康への影響や家族とのコミュニケーションの欠如などが懸念されます。
- 学校給食は「生きた教材」といわれ、栄養バランスのとれた食事の提供に加え、児童・生徒が食事の重要性や生産現場の理解を深めることなどに繋がり、食育を効果的に進めるうえで重要です。学校給食での地場産物の一層の活用や、生産者との交流など地域の事情に応じた食育活動が進むことで、児童や生徒の食への関心を更に高めていくことが期待されます。

<取組の方向性>

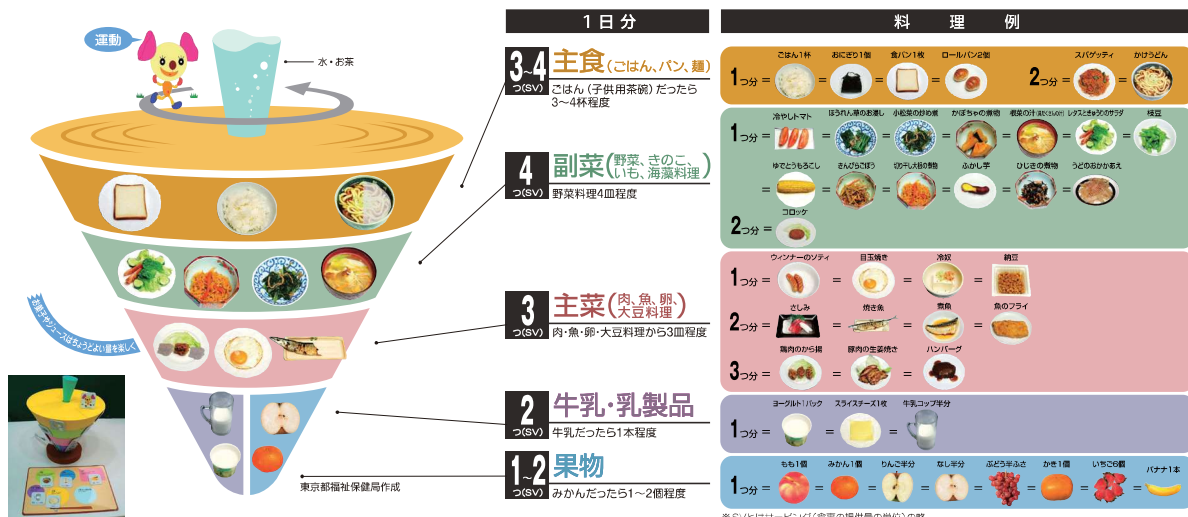
- アレルギー疾患のある子供やその保護者が、正しい知識を持って適切な日常生活を送ることのできるよう普及啓発を行うとともに、学校や保育所等における事故予防や、緊急時に適切に対応ができる人材の育成を支援します。
- 普及啓発や相談事業の実施、区市町村立の学校や保育所等における取組を推進する区市町村を支援します。
- 子供たちが食に関する判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図っていきます。
- 「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及に取り組みます。
- 区市町村における親子食育教室等の開催を支援します。
- 区市町村との連絡会議を開催し、食を通じた子供の健全育成のための推進方策の検討や情報交換等を実施します。
- 栄養教諭の活用や食育推進チーム・食育リーダーなどの校内指導体制により、学校全体で食育を推進します。

- 学校は区市町村教育委員会や生産者等と連携して、地場産物や生産体験等を活用した食に関する指導を行うとともに、家庭や地域に対し食に関する情報を発信します。

■東京都幼児向け食事バランスガイド

～子供と一緒に食を育もう～

東京都幼児向け食事バランスガイド



「東京都幼児向け食事バランスガイド」は、幼児の食事の望ましい組み合わせとおおよその量を写真で示したものです。

日本で古くから親しまれている「コマ」をイメージして描き、食事のバランスが悪くなると倒れてしまうということ、回転(運動)することによって初めて安定するということを表しています。

※東京都幼児向け食事バランスガイドは、3～5歳の幼児を対象にしています。

コマの中では、3～5歳の1日分の料理・食品の例を示しています。主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物の5つに区分し、区分ごとに「つ(SV)」という単位を用いています。また、1日の食事にかかせない水・お茶をコマの軸で、運動を東京都健康推進プラン21のマスコット「プランちゃん」でお菓子・ジュースをコマのひもで表しています。

コマの中の写真は、あくまで一例です。1日に実際にとっている料理の数を数える場合には、右側の『料理例』を参考に、いくつ(SV)とっているかを確認することにより、1日にとる目安の数値と比べることができます。お子さんの食事の内容と比べてみてください。

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
86	アレルギー疾患対策	教育庁 保健医療局	（教育庁） アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進する。 （保健医療局） 東京都アレルギー疾患対策推進計画に基づき、適切な自己管理方法等の情報提供、状態に応じた適切な医療が受けられる体制の整備、相談体制の充実や社会福祉施設等における緊急時対応体制の整備などに取り組む。
87	食を通じた子供の健全育成	教育庁 保健医療局	（教育庁） 子供たちが食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図る。また、区市に栄養教諭を継続して配置し、地場産物を活用した食育の実践研究を行い、研究成果を全区市町村に普及し、学校における食育の一層の推進を図る。 （保健医療局） 幼児期からの健康的な食習慣の確立を図るため、「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を行うとともに、区市町村等が実施する親子食育教室等の開催を支援する。 「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」を開催し、区市町村や保健所における食を通じた子供の健全育成のための推進方策の検討や情報交換等を行い、各自治体の取組を支援する。

コラム：こども家庭センター～母子保健と児童福祉の連携～（あきる野市）

■こども家庭センターの設置までの経緯

- 平成 29 年 2 月に、妊娠期から出産、子育て期に至るまでの切れ目のない支援をワンストップで行う子育て支援拠点施設を利便性の高い駅近くの商業施設内に整備し、その中に子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を担う子ども家庭支援センターを集約して連携を図ってきました。
- 令和 5 年度に、国のこども家庭センター設置の趣旨を捉え、母子保健担当の所管を健康福祉部門から子ども家庭支援センターに移管し、令和 6 年度には、組織名を「こども家庭センター」に変更して、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行っています。

■設置後の効果

- 家庭等が抱える課題が複合化・複雑化する中で、日々のケース対応における情報共有が密に行えるようになり、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かし、より適切に支援できています。
- 具体的には、保護者が各々の窓口子育て等の相談に来た際、相談内容をその場で円滑に共有できるようになり、一つの窓口で家庭や子供が抱える悩みや問題を早期に発見・把握し、一体的な支援が実現できるようになっています。また、早期から情報の共有が図れるため、妊娠期から切れ目のない支援が行えています。
- 母子保健、児童福祉及び障害福祉部門で連絡会を開催し、支援が必要と思われる妊婦情報を共有することに加え、定期的に母子保健及び児童福祉部門で合同ケース会議を開催し、支援方針を立て、必要に応じて両部門で訪問等するなどの支援が行えています。

■設置後の課題

- 特定妊婦等に対する主担当の明確化や記録の共有方法に課題があることから、アセスメントの共通化やシステムの共有化を図ることにしています。



（相談窓口の様子）